

## OECD環境保全成果レビューについての我が国のフォローアップレポート

2006年1月

## 1. 我が国の環境政策の概況

このレポートは、前回の2002年のOECD環境保全成果レビュー以来の、我が国における環境政策の進展と、国内目標及び国際約束がどの程度達成されているかを自己評価することにより、前回の勧告を再認識し、それらを踏まえた環境政策のさらなる進展を図るものである。

OECDによる我が国の環境保全成果レビューは、1994年に第1回目、2002年に第2回目が行われた。第2回目の審査では、持続可能性の観点から、我が国の環境保全成果の強化を可能とするため、(1)環境政策の効率を高め、(2)環境配慮を経済及び社会政策の決定に統合し、(3)国際的な環境協力を強化することが必要であることが指摘された。また、1990年代の我が国の環境行政の進展が大いに評価された上で、経済的手法や費用効果分析等が不十分である等の横断的事項についての指摘や、大気、水、廃棄物、自然、化学物質対策、温暖化対策など各個別分野での指摘等、合計60項目の勧告がなされた。

これらの勧告を踏まえ、我が国においてさらなる環境保全の進展が図られている。2003年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で8.3%上回っており、我が国の第1約束期間の6%削減約束との差は14.3%分となっている。このような中、京都議定書の発効を受け、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、また、2004年に行った地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの成果として、2005年4月に日本政府は「京都議定書目標達成計画」を策定した。

また、循環型社会の形成に関しても、廃棄物の排出量の高水準での推移を背景に、廃棄物の最終処分場の残余容量のひっ迫などの課題が続いている。そこで、2003年に閣議決定した循環型社会形成推進基本計画に基づいて、資源生産性、循環利用率、最終処分量の点で定量的な目標を設定し、循環型社会の形成を推進している。

その他にも、化学物質が人や生態系へ与える悪影響などの課題も引き続き残されているほか、多くの野生生物種に見られる絶滅のおそれ、ヒートアイランド現象の進行など、対策を上回る速度で環境問題が深刻化している。

## 2. 我が国への勧告とその対応

以下、勧告の内容を示し、勧告毎に、現在の対応状況について記述する。

## 2.1 環境管理

## 2.1.1 より効率的な環境政策の実施

より効率的な環境政策を実施するためになされた勧告は、以下のとおりである。

- ・環境保全上より効果的かつ経済的により効率的な環境政策を実施するとともに、持続可能な生産及び消費の進展を図るため、経済的手法(税、課徴金等)の活用を強化・拡充すること。

- ・規制的手法の適切な執行を引き続き確保すること。
- ・自主的協定がより透明で、効果的かつ効率的なものとなることを確保すること。
- ・あらゆる種類の汚染された土地に対応するよう環境法令及び政策上の配慮を拡充すること。
- ・環境と経済の両面における有効性及び汚染者負担原則との整合性を評価することにより、環境政策の実施のために用いられている財政支援措置を再検討すること（前回1994年のレビューでも同様の勧告あり）。
- ・より費用対効果を高く環境保全目標を達成するため、環境政策手法の経済的分析を増進させること。

#### 2.1.1.1 環境保全上より効果的かつ経済的により効率的な環境政策を実施するとともに、持続可能な生産及び消費の進展を図るため、経済的手法（税、課徴金等）の活用を強化・拡充すること。

2005年2月の京都議定書の発効を受け、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図り、地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へ導くため、2005年4月に京都議定書目標達成計画を閣議決定した。

目標達成計画では、「経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されている。その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努める。」と位置付けられた。

また、経済的手法の一つである環境税については、「国民に広く負担を求めることとなるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされた。

中央環境審議会においては、環境税の効果等についての分析や、産業界、国民、自治体等との意見交換が行われている。

環境省は、2005年8月末に、環境税の創設要望を提出し、同年10月25日に、環境税の具体案を公表した。

政府税制調査会における2006年度の税制改正に関する答申では、「いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。」との扱いになっている。

地方公共団体における経済的手法の取組としては、環境に関する税制がある。2000年の地方税法改正により課税自主権の尊重・活用を図る観点から法定外目的税制度が創設された。そこで、産業廃棄物の処分等に係る税、森林に関する税の取組について紹介する。2005年4月時点（環境省調べ）で23府県（うち2県が未施行）及び1政令市において、産業廃棄物の処分等に係る税（以下、「産業廃棄物税」という）が導入されている。税収は、主に産業廃棄物の発生抑制、再生、減量、その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てられている。

先行的に産業廃棄物税を導入した自治体においては、明確とは言えないが最終処分量の減少に税導入の効果もある程度寄与していると考えられる一方、産業廃棄物の県外移動の増加や県内流入の抑制等の現象は現在のところ認められていない。

一方、一般廃棄物の処理については、中央環境審議会より、2005年2月に循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について意見具申がなされたことを踏まえ、2005年6月に廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、ごみ処理の有料化を推進することとした。

今後環境省では、ごみ処理の有料化導入時の留意事項等に関するガイドラインを作成して、市町村の取組を支援していくこととしている。

また、高知県や岡山県など8つ（2005年8月1日現在）の県では、森林に関する税金が施行されている。例えば、高知県では、県民税均等割の額に500円を加算し、その税収を森林整備等に充てるために森林環境保全基金を条例により創設するなど、実質的に目的税の性格を持たせたものとなっている。

### 2.1.1.2 規制的手法の適切な執行を引き続き確保すること。

環境法令の適切な執行については従来より努めているところであるが、地域の実情に応じた機動的できめ細かな執行を確保するため、2005年10月に地方環境事務所が設置され、法令上の環境大臣権限の一部が委任された。

個別分野での規制的手法の適切な執行の例として、大気汚染の取組を紹介する。

大気汚染においては、1973年以降、大気汚染防止法及び道路運送車両法に基づく規制を逐次強化し、自動車からの大気汚染物質の排出量を大幅に削減してきた（図1、図2）。また、自動車の燃料の品質を確保することは、自動車側の対策と同様、自動車排出ガスによる大気汚染防止に必要な対策の一つであり、大気汚染防止法に基づき燃料中の硫黄分を大幅に低減させており、軽油中の硫黄分については、1997年に500ppmであった規制を、2004年末に50ppm、2007年に10ppmと逐次規制を強化している（図3）。これらの規制の強化により、ディーゼル自動車やガソリン自動車の排出ガスの低減目標を次の表のとおりとしている（表1）。

図1 ガソリン・LPG乗用車規制強化の推移

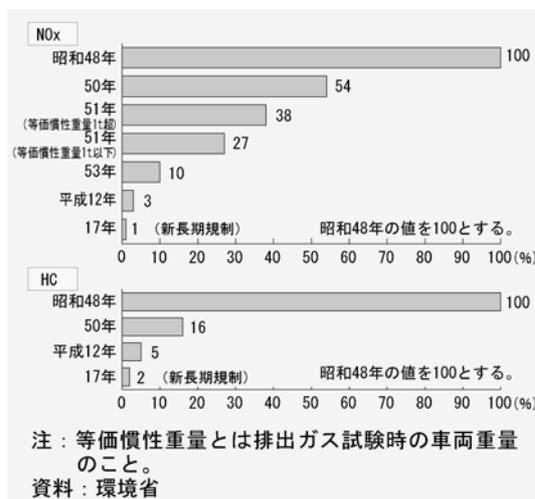


図2 ディーゼル重量車（車両総重量  
2.5t超）規制強化の推移

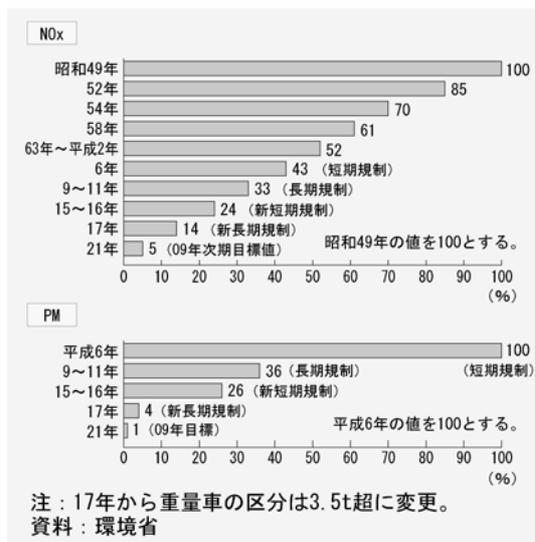


図3 軽油中の硫黄分規制強化の推移

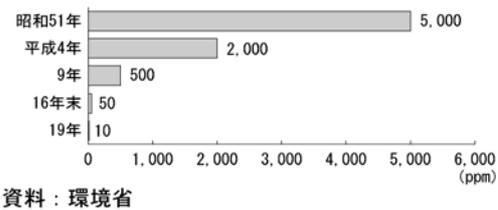


表1 新たな排出ガス低減目標値

(ディーゼル自動車)

自動車の種別	PM	NOx	NMHC	CO	達成時期 (参考)
乗用車	0.005 ▲62%	0.08 ▲43%	0.024 0%	0.63 0%	平成21年 (2009)
トラック・バス	軽量車 (GVW1.7ト以下)	0.005 ▲62%	0.08 0%	0.63 0%	平成21年 (2009)
	中量車 (GVW1.7ト超 3.5ト以下)	0.007 ▲53%	0.15 ▲40%	0.024 0%	(1.7ト超2.5ト以下) 平成22年 (2010) (2.5ト超3.5ト以下) 平成21年 (2009)
	重量車 (GVW3.5ト超)	0.01 ▲63%	(次期目標) 0.7 (▲65%)  (挑戦目標) 0.7の3分の1程度 (▲88%)	0.17 0%	2.22 0%

(ガソリン自動車)

自動車の種別	PM	NOx	NMHC	CO	達成時期 (参考)	
乗用車	0.005 (新規)	0.05 0%	0.05 0%	1.15 0%	平成21年 (2009)	
トラック・バス	軽量車 (GVW1.7ト以下)	0.005 (新規)	0.05 0%	0.05 0%	1.15 0%	平成21年 (2009)
	中量車 (GVW1.7ト超 3.5ト以下)	0.007 (新規)	0.07 0%	0.05 0%	2.55 0%	平成21年 (2009)
	重量車 (GVW3.5ト超)	0.01 (新規)	0.7 (0%)	0.23 0%	16.0 0%	平成21年 (2009)

注1: 目標値の単位: g/kWh (重量車)、g/km (左記以外)

2: GVW: 車両総重量、NMHC: 非メタン炭化水素

3: 挑戦目標値については、平成20年(2008年)頃に技術的検証を行ったうえで、必要に応じて、目標値及び目標達成時期を最終決定する。

4: ガソリン車のPMに関する目標値は、吸蔵型NOx還元触媒を装着したリーンバーン直噴車に対してのみ適用される。

資料: 環境省

さらに、自動車交通量が多く交通渋滞が著しい大都市地域を中心とした、厳しい大気汚染状況に対応するため、2001年6月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(以下、自動車NOx・PM法)に基づいて、2002年10月から大都市地域においては、使用過程車に対するより厳しい規制(車種規制)が開始された。

その他、これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車の排出ガスを規制するため、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(以下、「オフロード法」)が2005年5月に公布され、2006年10月を目処に規制が開始される予定である。

### 2.1.1.3 自主的協定がより透明で、効果的かつ効率的なものとなることを確保すること。

中小企業への環境マネジメントシステムの普及を図るため、環境マネジメントシステム構築融資制度により、事業者の ISO14001 認証取得及びそれに伴う環境対策投資を支援すること等により、日本国内の ISO14001 審査登録件数は、2005 年 7 月で 18,683 件となり、世界で最も取組が進んでいる。さらに、中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境活動評価プログラムである「エコアクション 2.1」を策定し、広く普及を図っている。現在、第三者による認証・登録制度が実施されており、2005 年 6 月末日で 430 件の登録がある。

また、自主的手法の取組例として、地球温暖化対策に取り組む産業界における自主行動計画の例を紹介する。地球温暖化問題への主体的取組として、(社)日本経済団体連合会は、1997 年 6 月に経済団体連合会環境自主行動計画を策定した。本計画では、2010 年の二酸化炭素排出量を 1990 年比 ± 0 % 以下に抑制することを目標としており、また各業種においても定量的な目標を設定した環境自主行動計画を策定している。このような事業者による自主行動計画はこれまで成果を上げてきており、日本経済団体連合会では、自ら第三者評価委員会を設置し自主行動計画に係る取組を評価しており、さらに透明性を高める努力を行っている。

また、政府においても、これらの取組の透明性・信頼性及び目標達成の蓋然性が向上するよう、関係審議会等によりその進捗状況を点検している。2004 年度は、30 業種について進捗状況を点検し、うち 19 業種が目標を十分に達成可能と判断され、残りの業種についても予定している対策を十分に成し遂げることにより目標達成が可能な範囲にあるとの判断が示された。また、これらの自主行動計画や進捗状況の点検結果を公表することにより、透明性を確保している。

さらに、地球温暖化対策推進法において、排出者自らが排出量を算定することにより国民各層にわたる自主的な温暖化対策への取組の基盤づくりを進めるとともに、排出量情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高める視点から、温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量を国に報告することを義務づけ、国が報告された情報を集計して公表する制度を導入した。その際、公表される排出量情報に関する理解を一層進めるため、排出者が希望する場合には、公表される排出量情報に関連する情報についても報告することができるようにし、報告された場合に公表されることとした。

#### 2.1.1.4 あらゆる種類の汚染された土地に対応するよう環境法令及び政策上の配慮を拡充すること。

土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置などの土壤汚染対策を実施することを内容とする土壤汚染対策法が 2003 年 2 月に施行され、同法に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合に、土壤汚染の実態把握調査が実施されている。調査件数は、2005 年 2 月現在 221 件で、その結果、指定基準に適合しない汚染が判明し指定区域に指定された件数は 56 件(累積数。うち 20 件は対策が講じられ、現在は指定区域が解除されている。)である。

土壤汚染対策法に基づき適切な土壤汚染対策の推進を図るとともに、汚染の除去等の措置の研究その他土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するための研究を実施している。また、同法に基づき指定支援法人の基金に対する補助金を 2002 年度から交付し、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更に対し支援・助成を行っている。

**2.1.1.5 環境と経済の両面における有効性及び汚染者負担原則との整合性を評価することにより、環境政策の実施のために用いられている財政支援措置を再検討すること（前回1994年のレビューでも同様の勧告あり）。**

環境政策の財政支援措置について、自動車の税制改正について紹介する。

2004年度税制改正において、自動車税のグリーン化及び低燃費車に係る自動車取得税の特例措置については、より排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に軽減対象を重点化するとともに適用期限を延長した。

**2.1.1.6 より費用対効果を高く環境保全目標を達成するため、環境政策手法の経済的分析を増進させること。**

環境政策手法の経済的分析については、環境保全経費、ごみ処理の取組について紹介する。

毎年、各府省の予算のうち、環境保全に係る予算については、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されるよう、環境省において見積り方針の調整を行い、環境保全経費として取りまとめた。

また、3Rを推進し、ごみの処理システムの最適化等を検討する場合には、検討の基礎情報として、ごみ処理に係るコストの分析・評価が重要である。そこで、標準化された分析手法に従い、各市町村のごみ処理事業コストを開示していくことが望ましいことから、コスト分析の対象となる費用の定義、共通経費等の配賦方法、減価償却方法など、コスト分析に係る様々な課題を検討し、標準的な分析手法を提案することとしている。

## **2.1.2 大気環境**

大気環境の分野では、以下のような勧告がなされている。

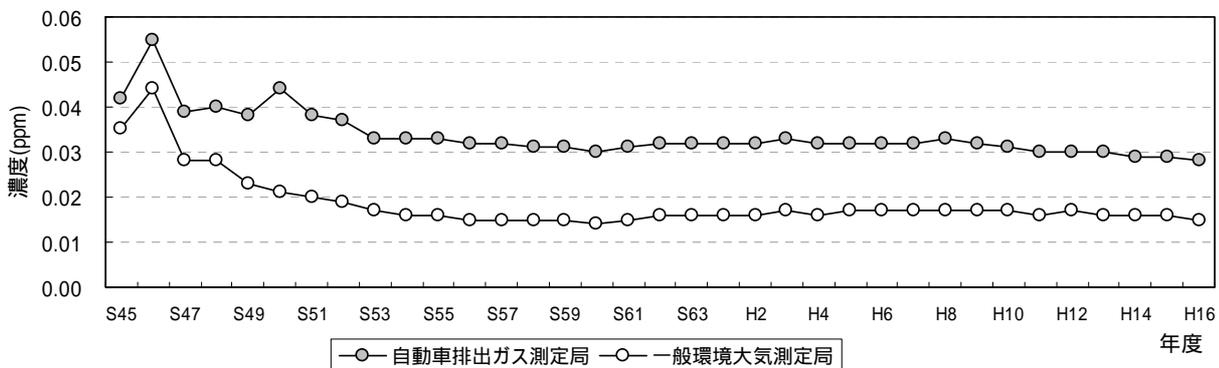
- ・ 大都市圏における二酸化窒素及び光化学オキシダントの恒常的な問題に鑑み、窒素酸化物及び非メタン揮発性有機化合物の排出を削減するための努力を継続すること。
- ・ 移動発生源及び固定発生源双方からの微小粒子状物質の排出を管理し、環境基準を達成するため、総合的な政策をさらに発展させ、実施すること。
- ・ 特に自主管理を効率的かつ効果的なものとするにより、有害化学物質の排出削減努力を継続すること。
- ・ 主要な大気質の管理及び道路投資を含む交通政策の決定の統合に際し、費用便益分析をより体系的に使用すること。
- ・ 交通需要管理対策（土地利用計画、経済的手法、情報技術等）や低燃費自動車及び低公害な輸送手段の利用促進策を含む総合的な政策パッケージを通じ、自動車交通の管理を強化すること。

**2.1.2.1 大都市圏における二酸化窒素及び光化学オキシダントの恒常的な問題に鑑み、窒素酸化物及び非メタン揮発性有機化合物の排出を削減するための努力を継続すること。**

二酸化窒素（ $\text{NO}_2$ ）の年平均値は、2004年度で一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）は0.015ppm、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）は0.028ppmで、近年はほぼ横ばいながら改善傾向がみられる（図4）。環境基準の達成状況の推移は、2004年度で、一般局100%、自排局89.2%で、前年度と比較すると、一般局、自排局共

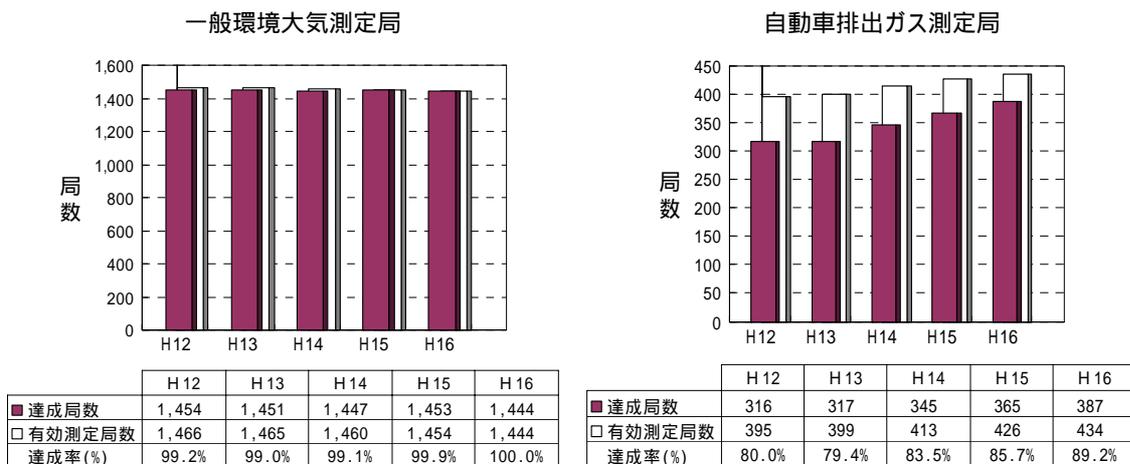
にやや改善している（図 5）。また、自動車 NOx・PM 法の対策地域全体における環境基準の達成状況は、2003 年度には 76.4%（自排局）と近年改善傾向がみられるものの依然として厳しい状況であり（図 6）、関係 8 都府県が 2003 年度に策定した「総量削減計画」に基づき、自動車からの NOx の排出量の削減に向けた施策を計画的に進めている。これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車から排出される窒素酸化物については、2005 年 5 月に公布されたオフロード法により、2006 年 10 月を目途に規制が開始される予定である。

図 4 二酸化窒素濃度の年平均値の推移  
(昭和 45 年度～平成 16 年度)



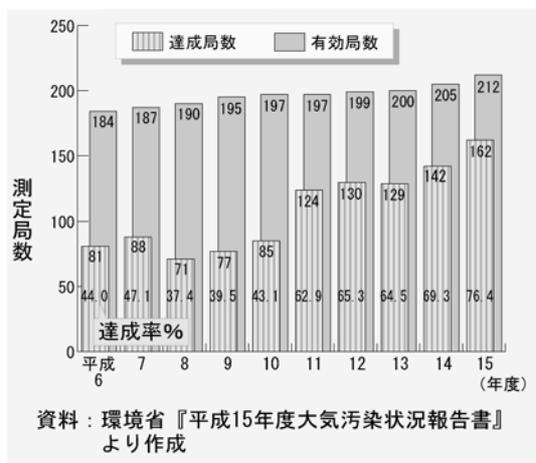
資料: 環境省記者発表資料「平成 16 年度大気汚染状況について」より作成

図 5 二酸化窒素の環境基準達成状況の推移(平成 12 年度～16 年度)



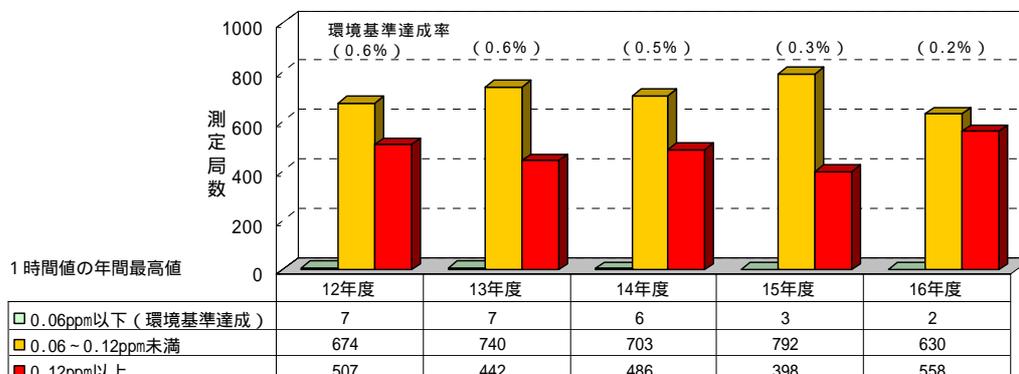
資料: 環境省記者発表資料「平成 16 年度大気汚染状況について」より作成

図6 対策地域における二酸化窒素の環境基準達成状況の推移  
(自排局)  
(平成6年度～15年度)



光化学オキシダントに係る環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること）の達成状況は、きわめて低い状況である（図7）。光化学オキシダント対策の一つとして、工場から排出される揮発性有機化合物（VOC）については、2004年5月に大気汚染防止法が改正され、排出濃度規制と、事業者の自主的な取組とを適切に組み合わせ、効果的な排出抑制を実施することになった（これを受けて、2005年5月及び6月に大気汚染防止法政省令が改正された）。2006年4月1日より、VOC排出事業者に対してのVOCの排出施設の届出義務、排出基準の遵守義務等が課される。さらに事業者の自主的な取組を促進する。自動車から排出されるVOCについては、大気汚染防止法に基づき排出ガス規制が実施されており、逐次強化されている。（表1）

図7 光化学オキシダント濃度レベル毎の測定局数の推移  
(一般局と自排局の合計)  
(平成12年度～16年度)



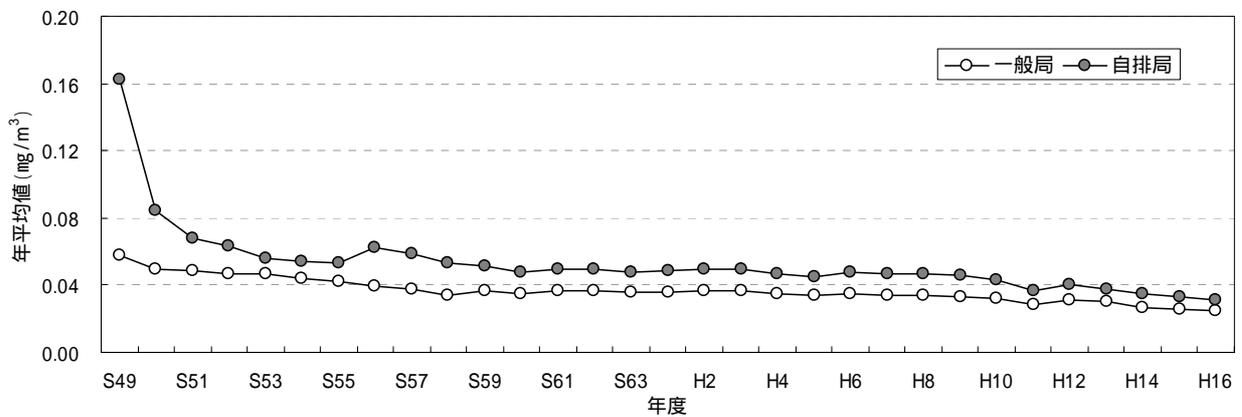
資料：環境省記者発表資料「平成16年度大気汚染状況について」より作成

2005 年度は、自動車NOx・PM法の総量削減計画の中間目標年にあたることから、自動車排出窒素酸化物量の削減状況や各種施策の進捗状況等について中間的な取りまとめ・評価を行い、必要に応じて新たな施策の導入について検討することとしている。

### 2.1.2.2 移動発生源及び固定発生源双方からの微小粒子状物質の排出を管理し、環境基準を達成するため、総合的な政策をさらに発展させ、実施すること。

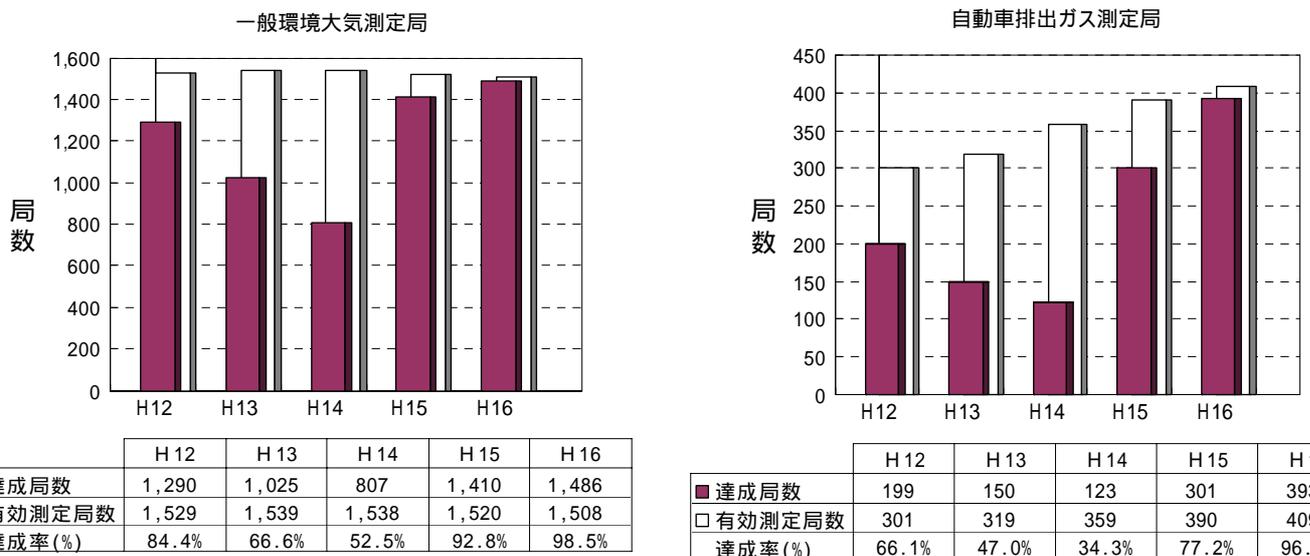
浮遊粒子状物質の年平均値の平均値は、2004 年度で一般局 0.025mg/m<sup>3</sup>、自排局 0.031mg/m<sup>3</sup>で、前年度に比べて改善し、ゆるやかな減少傾向がみられる（図 8）。長期的評価に基づく浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成率の推移は、2004 年度は、一般局 98.5%、自排局 96.1%と前年度に比べていずれも改善している（図 9）

図 8 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移(昭和 49 年度～平成 16 年度)



資料:環境省記者発表資料「平成 16 年度大気汚染状況について」より作成

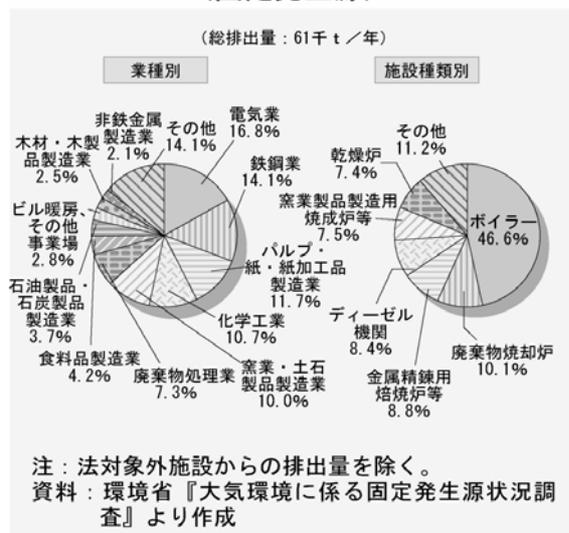
図 9 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移(平成 12 年度～16 年度)



資料:環境省記者発表資料「平成 16 年度大気汚染状況について」より作成

ばいじんについては、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められており、さらに、施設が密集し、汚染の著しい地域における新增施設には、より厳しい特別排出基準が定められている。2002 年度における固定発生源からのばいじんの年間総排出量は、61 千 t である（図 10）。ばいじん対策としては、適切な燃焼管理や集じん装置の設置等の対策が講じられている。

図10 平成14年度ばいじん排出量内訳  
(固定発生源)



さらに、浮遊粒子状物質は、工場等から排出されるばいじん、自動車から排出される粒子状物質などのほか、工場、自動車等から排出される窒素酸化物、VOC 等のガス状物質が大気中での光化学反応等によって粒子化するものもあることから、原因物質の排出実態、二次粒子生成機構等を盛り込んだ大気汚染予測モデル等を通じて、環境基準の達成に向けた総合的対策について検討している。

また、自動車NOx・PM法の対策地域全体における環境基準の達成状況は、2003 年度には 61%（自排局）と改善傾向がみられるものの依然として厳しい状況であり、関係 8 都府県が 2003 年度に策定した総量削減計画に基づき、自動車からのPMの排出量の削減に向けた施策を計画的に進めている。これまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車から排出される粒子状物質については、2005 年 5 月に公布されたオフロード法により、2006 年 10 月を目処に規制が開始される予定である。また、大気環境の改善には、使用過程車の排出ガス低減も重要であることから、事業者や地方公共団体によるディーゼル微粒子除去装置の装着に対して、2001 年度から 2004 年度までに 52,842 基の補助を行い、普及を促進してきた。

2005 年度は、自動車NOx・PM法の総量削減計画の中間目標年にあたることから、自動車排出粒子状物質の削減状況や各種施策の進捗状況等について中間的な取りまとめ・評価を行い、必要に応じて新たな施策の導入について検討することとしている。

### 2.1.2.3 特に自主管理を効率的かつ効果的なものとするにより、有害化学物質の排出削減努力を継続すること。

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質対策が推進されており、特にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについては指定物質にすることにより指定物

質排出施設を定めるとともに、指定物質抑制基準を設定し、排出抑制を図っている。また、有害大気汚染物質の排出抑制に係る事業者の自主管理の取組を促進しており、2001年度～2003年度には個別業界団体の自主管理計画及びベンゼンに係る地域自主管理計画に基づく取組を実施した。報告された74団体（36自主管理計画）の対象12物質の総排出量は、単純加算で基準年（1999年度）の約3.8万トンから2003年度約1.6万トンと、総量で約2.2万トン、削減率で57%と大幅な減少となった。

さらに、ベンゼンに係る地域自主管理計画については、報告された対象5地域の総排出量は、単純加算で基準年（1999年度）の約1,047トンから2003年度約144トンと、総量で約903トン、削減率で約86%と大幅な減少となった。また、2003年度には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物について、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針値が設定された。

今後は、自主管理計画を通じて確立された枠組等を活用し、個別事業者のそれぞれの責任のもとでの自主的な排出抑制や地方公共団体と事業者との連携による地域主体の自主的な取組を促進していく。また、環境基準等が設定されていない有害大気汚染物質の内、優先取組物質については、科学的知見の収集・整理がなされたものから順次指針値等を設定し、それに基づく排出抑制対策等を実施していく。

#### 2.1.2.4 主要な大気質の管理及び道路投資を含む交通政策の決定の統合に際し、費用便益分析をより体系的に使用すること。

2005年度に新法による特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を決定する際に、規制影響評価を行い、事業者等の負担と規制の効果とを比較した上で、実効性を担保しつつ過剰規制とならない制度を構築した。

#### 2.1.2.5 交通需要管理対策（土地利用計画、経済的手法、情報技術等）や低燃費自動車及び低公害な輸送手段の利用促進策を含む総合的な政策パッケージを通じ、自動車交通の管理を強化すること。

道路交通公害の防止に資する以下の対策を講じた。

新交通管理システム（UTMS）の一環として、交通管制システムの高度化等により、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、光ビーコン等を通じて交通渋滞、旅行時間等の交通情報を迅速かつ的確に提供した。また、交通公害低減システム（EPM S）を神奈川県、静岡県、兵庫県において運用した。さらに、3メディア対応型道路交通情報通信システム（VIC S）車載機の導入・普及等を積極的に推進した。

都市部を中心に、各種交通規制を効果的に実施することにより、その環境の改善に努めた。具体的には、大型車を道路の中央寄りに走行させるための通行区分の指定を行うとともに、大量公共交通機関の利用を促進し、自動車交通総量を抑制するため、バス優先・専用通行帯の指定、公共車両優先システム（PTPS）の整備等を推進した。

VIC Sの推進や交通安全施設の整備等による交通流対策、PTPS等の整備による公共交通機関の利用促進により、交通渋滞の緩和を図り、自動車からの人工排熱の低減を目指したヒートアイランド対策に努めた。

ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の普及促進を積極的に進め、料金所を先頭とした渋滞の解消やノンストップ通行に伴う平均速度の向上により、走行車両から排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の軽減による沿道環境改善に努めた。

また、「新総合物流施策大綱」等に基づき、共同輸配送の推進や物流拠点の整備等を行った。都市における公共交通機関の整備やサービス・利便性の向上、さらに約180箇所の交通結節点の整備を進め、公共交通機関の利用促進を図った。

低公害車の利用促進については以下の対策を講じた。

2001年7月に策定された「低公害車開発普及アクションプラン」に基づき、実用段階にある低公害車について、2010年度までのできるだけ早い時期に1,000万台以上の普及を目指すこととしている。2005年3月末現在での低公害車（軽自動車等を除く）の普及台数は、全国で約968万台である。

低公害車普及促進のため、自動車税のグリーン化、低公害車の取得に関する自動車取得税の軽減措置、所得税・法人税についての特別償却又は税額控除措置を講じている。また、地方公共団体や民間事業者等による低公害車導入に対し、各種補助を行っている。

低公害車普及のためのインフラ整備については、国による設置費用の一部補助と燃料等供給設備に係る固定資産税等の軽減措置を実施し、2005年3月末までに328か所の燃料等供給施設（エコ・ステーション）が設置されている。

次世代低公害車の本命と目される燃料電池自動車については、2002年に、経済産業省、国土交通省及び環境省の副大臣で組織する「副大臣会議燃料電池プロジェクトチーム」により、燃料電池自動車の実用化・普及を加速化させるための戦略的技術開発、規制の再点検等の施策の強化・拡充等について提言が行われた。2002年12月には、市販第1号となる燃料電池自動車を政府公用車として5台導入し、2005年3月末現在8台導入している。2004年度末までに、燃料電池自動車の初期段階の普及を見据えた規制の再点検を終了した。また、2005年度には、燃料電池自動車をリース導入する地方自治体に対する補助制度を創設した。

### 2.1.3 水環境

水環境の分野では、以下のような勧告がなされている。

- ・水量と水質の管理を統合し、河川流域全体を視野に入れたアプローチをとることにより、水関連諸法を首尾一貫した法制度として確立すること。
- ・下水道建設計画の実施（高度処理の拡大、合流式下水道の雨天時の未処理放流水の改善等）の促進のためのさらなる施策を講じること。汚染者負担・使用者負担原則の適用を一層拡大すること。目的達成に向けた官民パートナーシップの果たすべき役割を検討すること。
- ・特に農業のような非特定汚染源に関し、湖沼、湾及び内海の栄養塩削減対策を強化すること。
- ・クリーナープロダクション、排出規制、農薬規制及び地下水保全を通じ、人の健康及び生態系に有害な物質の管理を強化すること。
- ・水域類型指定をより効果的なものとするとともに、生態系保全に係る水質目標を導入すること。
- ・河川における生物生息地を自然の状態に近い形で復元する積極的な取組を継続するとともに、河川管理における利害関係者の参加をより多くの河川流域に拡大すること。

#### 2.1.3.1 水量と水質の管理を統合し、河川流域全体を視野に入れたアプローチをとることにより、水関連諸法を首尾一貫した法制度として確立すること。

水に関する5つの関係府省（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）で構成する「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」は、2003年10月に「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を取りまとめ、地域における水循環系の健全化に向けた取組の基本的考え方や課題に対処する方策を示すとともに、地域の取組を支援するため、水循環系の現状について情報を共有・発信する「全国水資源評価」や

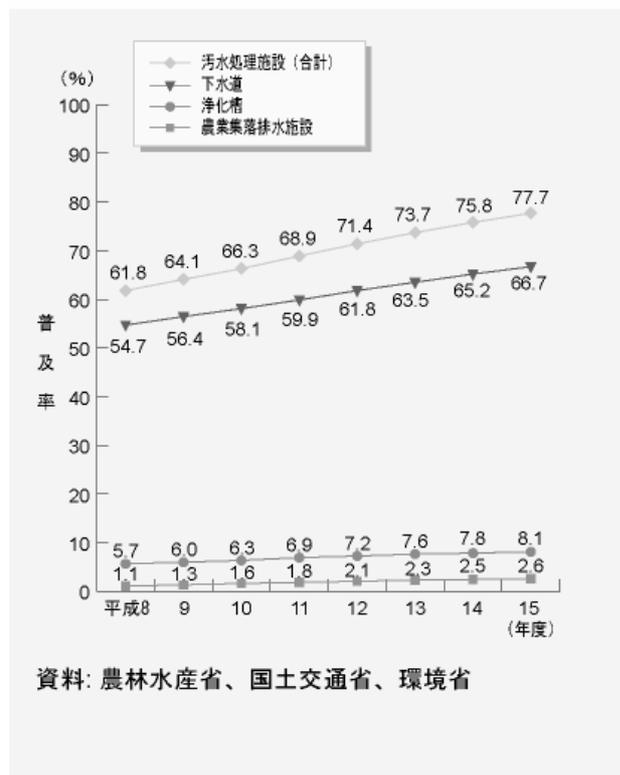
「流域水情報」、地域の地下水管理や保全計画の支援のための「地下水管理手法」の検討や流量減少等が発生している身近な水域を対象とした水辺環境の再生方策の検討などの施策を推進した。

また、河川流域全体を視野にいたアプローチを推進する施策の一環として、流域の地方公共団体、市民団体等とともに、洪水時水マネジメント、平常時水マネジメント、自然環境マネジメント、震災・火災時マネジメント、水辺ふれあいマネジメントを、流域の視点からパッケージとして取りまとめた「鶴見川流域水マスタープラン」の策定を行うなど、流域単位での水循環系再生構想の策定に向けた取組も行っている。

### 2.1.3.2 下水道建設計画の実施（高度処理の拡大、合流式下水道の雨天時の未処理放流水の改善等）の促進のためのさらなる施策を講じること。汚染者負担・使用者負担原則の適用を一層拡大すること。目的達成に向けた官民パートナーシップの果たすべき役割を検討すること。

下水道の普及率は2001年度63.5%から2004年度には68.1%に増加、全体の污水処理施設の普及率は2001年度73.7%から2004年度には79.4%に増加した(図11)。特に、流域内に人口や産業が集中する河川や、集水域の都市化が進んでいる湖沼においては、排水負荷量のうち生活排水の占める割合が大きくなっている。このため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業等集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）など各種生活排水処理施設の整備を推進した。（2002年度末における施設数：し尿処理施設1,111施設、浄化槽1,953千基）なお、農業集落排水施設数は4,440施設（2004年度末）、漁業集落排水施設数は304施設（2003年末）である。

図11 污水処理人口普及率の推移



下水道整備については、「社会資本整備重点計画」に基づき、普及が遅れている中小市町村の下水道整備、未着手市町村における新規着手の推進、水質保全のための高度処理の積極的導入等を重点的に実施した。

合流式下水道については、2003年9月下水道法施行令が改正され、原則10年で改善することが義務化されたことを受けて2002年度に創設された「合流式下水道緊急改善事業」等を活用し、緊急的・総合的に合流式下水道の改善を推進した。

浄化槽については、普及、啓発に努めるほか、個人が設置する浄化槽に対して補助を行う市町村や、自ら浄化槽の整備を行う市町村に対する国庫補助制度が設けられており、2004年度には2,200を超える市町村において、整備が図られた。

また、下水道、浄化槽、農業集落排水施設の整備事業を関係省が重点的に支援する「汚水処理施設連携整備事業」においては、2004年度は新たに4市町の事業を認定し、2000年度からの継続事業とあわせて25市町で実施した。

さらに、下水道、農業集落排水事業においては、PFIによる事業実施を推進している。

下水道使用料は、地方公共団体が条例で定めるものであるが、適切な下水道使用料を設定し、確実な徴収に努めるよう地方公共団体へ要請している。

### 2.1.3.3 特に農業のような非特定汚染源に関し、湖沼、湾及び内海の栄養塩削減対策を強化すること。

降雨等により流出するいわゆる非特定汚染源も、水質汚濁の大きな要因の一つになっている。市街地、農地等の非特定汚染源については、効果的な施策を構築するため、モデル流域における計画の策定・検討調査を実施した。

また、雨天時に宅地や道路等の市街地から公共用水域に流入する汚濁負荷を削減するため、新世代下水道支援事業制度水環境創造事業等を2004年度までに45件採択し、効果的な水質改善を図ってきた。特に水環境の悪化が著しい湖沼においては、地元市町村等と河川管理者・下水道管理者及び関係者が一体となって、「水環境改善緊急行動計画」（清流ルネッサンス）を策定し、水環境改善施策を総合的、緊急的かつ重点的に実施した。

さらに、れき等の利用による浄化型水路の整備などにより、農業用排水の水質浄化を図るため、水質保全対策事業を2004年度には25件実施している。

なお、湖沼のCODの環境基準の達成率を見ると、2003年度において55.2%と前年より改善しているものの、水質改善が依然として芳しくない。そのため、指定地域における市街地、農地等の非特定汚染源からの汚濁負荷削減対策が必要な地域を指定し、計画を策定して対策の推進を図る「流出水対策地区」制度の新設、水質浄化に資する湖辺の環境の適正な保護のための「湖辺環境保護地区」制度の新設等を行うために、「湖沼水質保全特別措置法」を2005年6月に改正した。今後、これに基づき新たな湖沼水質保全計画の策定等がなされ、対策が実施される予定である。

一方、以上のような、栄養塩削減対策以外にも、農業生産活動に伴う環境負荷の低減と物質循環の促進を図る観点から、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）の認定を図り、2005年3月末現在の認定数は75,699件である。

また、気象条件や土壌の種類など、地域の実情に即した適正な施肥の推進や、適正な施肥のためのガイドラインの策定に対して支援を行った。

### 2.1.3.4 クリーナープロダクション、排水規制、農薬規制及び地下水保全を通じ、人の健康及び生態系に有害な物質の管理を強化すること。

製品やサービスに関して、投入される資源、エネルギー量と生産される製品及び排出物のデータ収集、定量化などを行うインベントリ分析や、インベントリ分析の結果を各種環境影響カテゴリーに分類し、それを使用して環境影響の大きさと重要度を分析するインパクト評価の手法などライフサイクルアセスメントの手法を調査、研究してきた。その成果を踏まえ、商品やサービスに起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を分かりやすく消費者に提供する「商品環境情報提供システム」を構築した。

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)については、現在、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など、26項目が設定されている。2003年度の公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の達成状況をみると、健康項目達成率は、99.3%と前年度と同様、ほとんどの地点で環境基準を達成していた(表2)。さらに、要監視項目として現在27項目を設定し、水質測定の実施と知見の集積を行っている。

表2 健康項目の環境基準達成状況  
(平成15年度)

測定項目	調査対象地点数	環境基準値を超える地点数
カドミウム	4,588	0(0)
全シアン	4,155	0(0)
鉛	4,661	6(6)
六価クロム	4,295	0(0)
砒素	4,631	22(18)
総水銀	4,519	0(0)
アルキル水銀	1,491	0(0)
PCB	2,371	0(0)
ジクロロメタン	3,663	1(1)
四塩化炭素	3,686	0(0)
1, 2-ジクロロエタン	3,659	1(1)
1, 1-ジクロロエチレン	3,655	0(0)
シス-1, 2-ジクロロエチレン	3,655	0(0)
1, 1, 1-トリクロロエタン	3,703	0(0)
1, 1, 2-トリクロロエタン	3,654	0(0)
トリクロロエチレン	3,816	0(0)
テトラクロロエチレン	3,815	0(0)
1, 3-ジクロロプロペン	3,687	0(0)
チウラム	3,610	0(0)
シマジン	3,628	0(0)
チオベンカルブ	3,625	0(0)
ベンゼン	3,592	0(0)
セレン	3,634	0(0)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4,274	4(4)
ふっ素	2,977	9(12)
ほう素	2,833	0(2)
合計	5,708(5,695)	41(42)
環境基準達成率		99.3%(99.3%)

備考1：( )は平成14年度の数値。

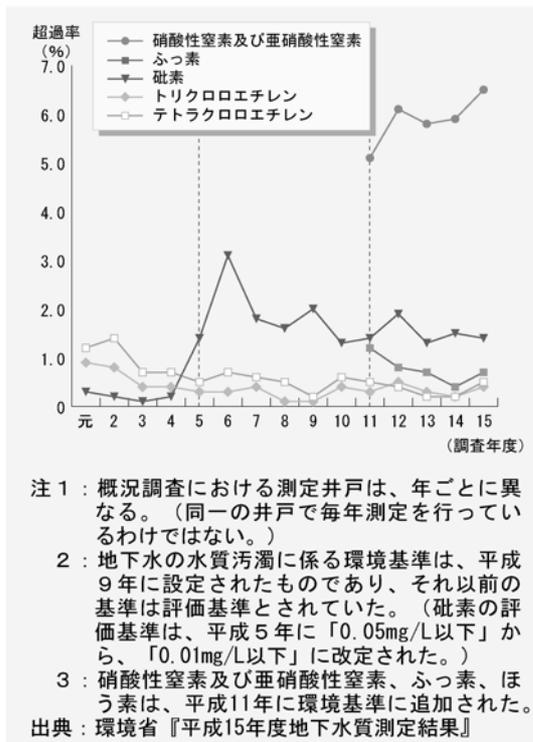
2：ふっ素及びほう素の測定地点数には、海域の測定地点のほか、河川又は湖沼の測定地点のうち海水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。

3：合計欄の超過地点数は実数であり、同一地点において複数項目の環境基準を超えた場合には超過地点数を1として集計した。なお平成15年度は2地点において2項目が環境基準を超えている。

出典：環境省『平成15年度公共用水域水質測定結果』

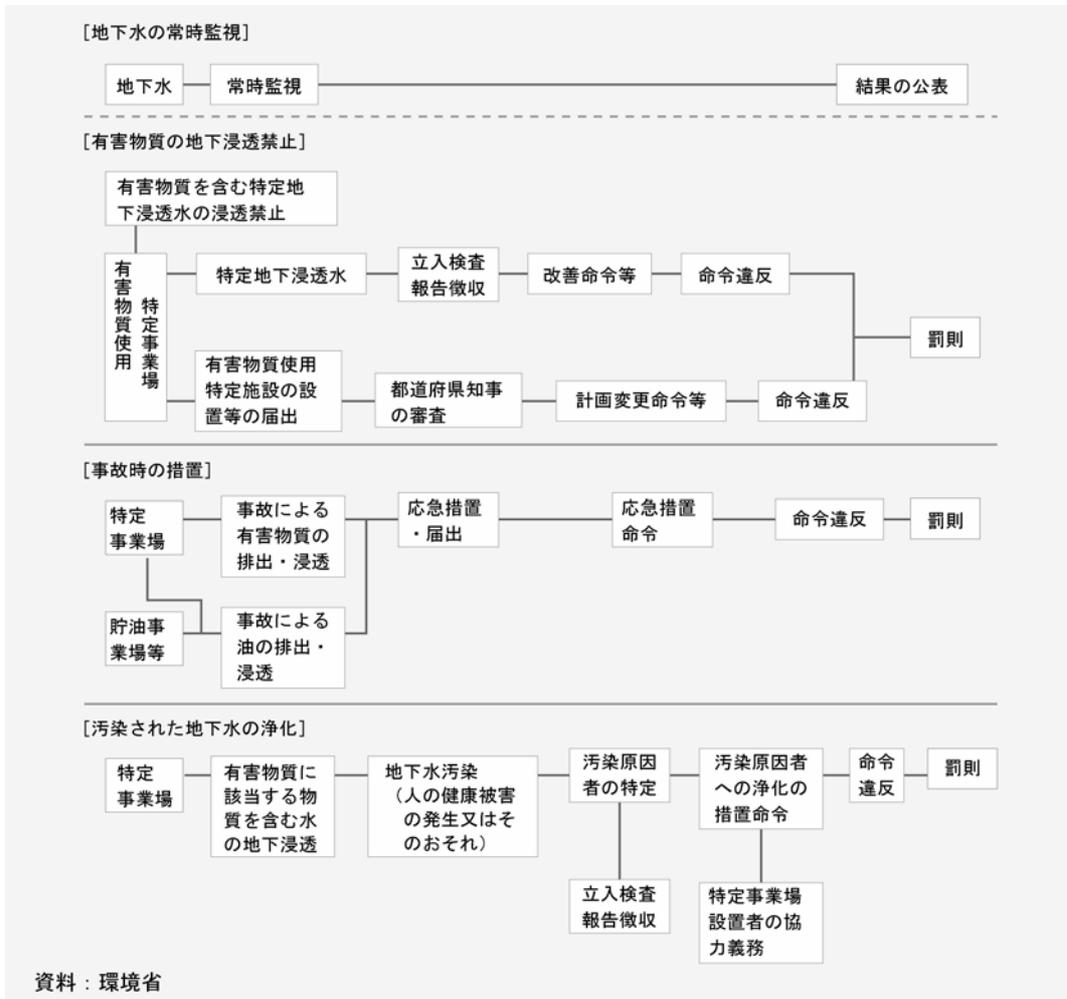
2003年度の地下水質の調査結果では、調査対象井戸(5,129本)の8.2%(421本)において環境基準を超過する項目がみられた(図12)。施肥、生活排水、家畜排せつ物等を汚染原因とする硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が6.5%と他の項目と比較して最も高くなっている。

図12 地下水の水質汚濁に係る環境基準（超過率の高い項目）の超過率の推移



そのため、地下水汚染の未然防止対策については、水質汚濁防止法に基づき、トリクロロエチレン等有害物質を含む水の地下への浸透の禁止、都道府県知事による地下水の水質の常時監視等の措置がとられている。また、汚染された地下水の浄化のためには、水質汚濁防止法により、都道府県知事が汚染原因者に対し汚染された地下水の浄化を命令することができる（図13）。環境基準超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策については、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る水質汚染対策マニュアル」等を活用し、地域の実情に応じた取組を推進した。また、硝酸性窒素による地下水汚染が見られる地域において浄化技術の実証調査を実施し、効果的な浄化手法の確立に向けた取組を行った。このほか、2004年11月の家畜排せつ物法の本格施行により、家畜排せつ物の管理方法に関する規制が62,130戸の畜産農家に対して導入され、地下水の汚染源となる野積み・素掘りといった不適切な管理の解消が図られることとなった。

図13 水質汚濁防止法の地下水の規制等の概要



農薬については、水質汚濁の未然防止を図る観点から、農薬取締法に基づき水質汚濁に係る登録保留基準を定めており、2004年度においては、6農薬（うち基準値改正1農薬を含む。累計133農薬）の基準値を設定した。さらに、農薬による生態系への悪影響の未然防止に係る取組を強化するため改正した水産動植物に対する毒性に係る農薬登録保留基準について、2005年4月に施行した。

### 2.1.3.5 水域類型指定をより効果的なものとするとともに、生態系保全に係る水質目標を導入すること。

生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)については、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、全窒素、全りん等の基準が定められており、利水目的から水域毎に環境基準の類型を当てはめるとともに、地域の実情を踏まえ必要な場合には見直しを行っている。2003年度には水生生物の保全の観点から、維持されることが望ましい水質の条件として、全亜鉛に係る環境基準を設定し、また、現時点では直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして要監視項目3項目を設定した。

### 2.1.3.6 河川における生物生息地を自然の状態に近い形で復元する積極的な取組を継続するとともに、河川管理における利害関係者の参加をより多くの河川流域に拡大すること。

河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベースとして公表している。また、世界最大規模の実験水路を有する自然共生研究センターにおいて、河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究を進めている。加えて、生態学的な観点より河川を理解し、川のあるべき姿を探るために、河川生態学術研究を進めている。

地域住民やNPO、関係機関等と連携を図りながら、生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、乾燥化傾向にある湿地や干潟などの再生を進めている。また、全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した「多自然型川づくり」を実施している。また、魚道の設置等により魚類の遡上環境の改善を行う「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」において19のモデル河川で得られた知見等を踏まえ、2005年3月には「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」を作成し、広く公表した。さらに、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」に基づき、河川環境に配慮した災害復旧を実施した。

### 2.1.4 廃棄物

廃棄物の分野では、以下のような勧告がなされている。

- ・循環型社会形成推進基本法と関連のリサイクル規制を実施すること。数値目標を開発し、その施策効果と効率を監視するとともに、拡大生産者責任の適用を(自動車製造業者等に)拡充すること。
- ・廃棄物対策におけるさまざまな経済的手法の活用、特に、ごみ処理事業に係る費用を回収するための手数料を拡充すること。
- ・広域的な中間処理施設及び最終処分施設の建設を進め、より効率的にごみ処理事業を行うこと。
- ・廃棄物の削減及びリカバリー(再生利用)の自主的取組に産業界の説明責任を向上させること。
- ・適切な情報開示及び住民参加のもとで、産業廃棄物の処理施設及び処分場を拡充すること。

#### 2.1.4.1 循環型社会形成推進基本法と関連のリサイクル規制を実施すること。数値目標を開発し、その施策効果と効率を監視するとともに、拡大生産者責任の適用を(自動車製造業者等に)拡充すること。

循環型社会形成推進基本法に基づき、2003年3月に閣議決定した循環型社会形成推進基本計画により、数値目標を設定し、循環型社会の形成を推進している。

特に、資源生産性(=GDP/天然資源等投入量)、循環利用率(=循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量))、最終処分量については、2000年度からの10年間で達成すべき目標値を設定し、各種施策を推進することとしている。

また、これらの施策の着実な実行を確保するため、個々の施策の進捗状況について、中央環境審議会の中で毎年度点検を行うこととしており、第1回の点検結果を2005年2月に閣議報告した。

さらに、容器包装、家電、建設資材、食品等の再生利用を促進したほか、使用済自動車の再資源化等に関する法律を2005年1月に本格施行した。

#### **2.1.4.2 廃棄物対策におけるさまざまな経済的手法の活用、特に、ごみ処理事業に係る費用を回収するための手数料を拡充すること。**

一般廃棄物の処理については、中央環境審議会より、2005年2月に循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について意見具申がなされたことを踏まえ、2005年6月に廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、ごみ処理の有料化を推進することとした。

今後、ごみ処理の有料化導入時の留意事項等に関するガイドラインを作成して、市町村の取組を支援していくこととしている。

#### **2.1.4.3 広域的な中間処理施設及び最終処分施設の建設を進め、より効率的にごみ処理事業を行うこと。**

都道府県において、ダイオキシン類対策、余熱の有効利用、公共工事のコスト縮減等の観点から策定された「ごみ処理の広域化計画」に基づいた廃棄物処理施設の整備を推進した。

全国的に最終処分場の確保が困難となっている中で、近畿圏においては、広域臨海環境整備センター法に基づき大阪湾フェニックス計画が推進されており、神戸沖処分場などにおいて近畿2府4県内の174市町村から排出される廃棄物を受け入れている。

#### **2.1.4.4 廃棄物の削減及びリカバリー（再生利用）の自主的取組に産業界の説明責任を向上させること。**

産業界による廃棄物処理や3R（リデュース・リユース・リサイクル）に係る自主的な取組としては、1990年に産業構造審議会において、品目別・業種別廃棄物処理・リサイクルガイドラインを策定し、3Rに係る目標の設定や回収ルート of 整備等、事業者が遵守すべき廃棄物処理・再資源化に関するガイドラインを提示すると共に、そのフォローアップを毎年実施している。

さらに、2001年より、事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業所を設置する事業者は当該事業所に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出することとされ、その処理計画の実施の状況についても報告が義務化された。これにより排出事業者の廃棄物の減量化及び再生利用促進の自主的取組が期待される。また、排出事業者から提出された処理計画及び実施状況の報告の内容は、都道府県知事が公表することとされており、排出事業者の説明責任の向上に資するものである。2001年度には産業廃棄物と特別管理産業廃棄物併せて約9千事業所が実施状況報告書を提出し、2002年度は約1万2千事業所が実施状況報告書を提出した。全体の廃棄物の排出量が減少する中で、多量排出事業者の報告数が増加していることから、当該制度が普及しつつあるものと考えられる。

#### **2.1.4.5 適切な情報開示及び住民参加のもとで、産業廃棄物の処理施設及び処分場を拡充すること。**

焼却施設や最終処分場の設置許可に当たっては、都道府県知事は生活環境影響評価結果を縦覧し、利害関係者の意見を聴くことが義務づけられている。また、これらの施設の縦

覧は、施設の維持管理記録を利害関係者の求めに応じて閲覧させなければならないこととなっている。さらに、2004年1月現在、約30の都道府県において、産業廃棄物処理施設整備に際して、住民説明会の開催や住民に対する情報提供を規定した条例・要綱等が制定されている。リサイクルの進展等に伴う最終処分量の減少により、産業廃棄物最終処分場の残余年数は、1997年度末の3.2年から、2002年度末現在、4.5年へ増加した。

### 2.1.5 自然環境及び生物多様性

自然環境及び生物多様性の分野では、以下のような勧告がなされている。

- ・保護地域における生息地の減少、分断及び質の低下を防ぐ施策を強化するとともに、こうした保護地域を増やし、同地域の全国ネットワークにおける相互の結びつきを強化させること。
- ・農林水産業政策及び空間計画政策に、自然環境及び生物多様性に対する配慮を統合するための努力を強化すること(例えば、環境上有害な補助金の段階的廃止、環境基準及び自然環境の保全の基準遵守を条件とした支援の提供、又は生物多様性とアメニティーを向上させるための取組に対する報償を行うこと等)。
- ・生物多様性国家戦略の見直しを行い、改定すること。
- ・保護地域の管理のための財政上の措置、人的資源及び制度的な能力をさらに強化すること、また、資金メカニズム(土地の改変及び生息地への干渉に対する課徴金を財源とした自然環境のための補償基金等)を確立するための各種方策を検討すること。
- ・損なわれた生態系を再生し、放置された農地及び工業用地、埋め立てられた湿地を自然な状態に戻すため、自然を再生する事業を一層推進すること。
- ・適切な市民参加のもと、都市又は都市の周辺地域における緑地空間の保存・創出及び川岸の再生のための取組を加速すること。

#### 2.1.5.1 保護地域における生息地の減少、分断及び質の低下を防ぐ施策を強化し、こうした保護地域を増やし、同地域の全国ネットワークにおける相互の結びつきを強化すること。

2002年3月に策定された「新・生物多様性国家戦略」において、重要地域の保全と生態的ネットワークの必要性が掲げられた。

保護地域等については、自然公園、鳥獣保護区の拡張、「知床」の世界自然遺産登録等、保全・保護の強化が行われている。

森林においては、国有林に設定されている保護林を相互に連結し、野生動植物の移動経路を確保、生息・生育地の拡大及び分断された個体群の交流を通じた個体群の保全と個体群の遺伝的な多様性の確保を図る「緑の回廊」の設定を進めている。2005年4月1日現在、19箇所約391千haが設定されている。

さらに、河川や農業用水路などの身近な水域における魚類等の生息環境改善のための事業連携方策を検討し、事業を連携して実施し、効果を高めるための方策の手引きを作成するなどの連携への取組が進められている。

#### 2.1.5.2 農林水産業政策及び空間計画政策に、自然環境及び生物多様性に対する配慮を統合するための努力を強化すること(例えば、環境上有害な補助金の段階的廃止、環境基準及び自然環境の保全の基準遵守を条件とした支援の提供、又は生物多様性とアメニティーを向上させるための取組に対する報償を行うこと等)。

農業農村整備事業では、原則として調査、計画の段階から環境との調和へ配慮しつつ実施している。ため池等の周辺において生態系空間（ビオトープ）を保全する事業や生活環境の整備等を生態系の保全に配慮しながら総合的に行う事業等に助成し、農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成を促進している。農村地域の生物情報の調査・データベース化、農地、水路、樹林等の生息・生育地の生態系ネットワーク化や水路における生きものの環境評価手法の開発を推進している。

農村地域において自然環境保全・再生等の取組みを積極的に実施している優良な地域団体に対し表彰を行うとともに、この成果をシンポジウムの開催等を通じて広く国民に紹介することにより、自然と共生した農村づくりを推進している。

健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向け、地域住民や民間団体等による保全活動と連携した生態系保全型の農地、土地改良施設の整備等を進めている。

都市部の農地においては、緑地としての機能の維持と都市住民の交流の場としての活用を図るため、市民農園の整備を推進しており、2003年度末の開設面積は536haとなっている。

水産資源の保護・管理については、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、海洋生物資源の採捕量の管理に加え、新たに漁獲努力量に着目した管理を行ったほか、保護水面の管理、調査等、資源管理型漁業の推進、2005年度においては19計画34魚種の「資源回復計画」の実施、魚類の遡上を円滑にした地域用水環境の整備、増殖管理手法の確立、外来魚の駆除等、シロナガスクジラ等の生態、資源量、回遊等調査、ウミガメ（2種）、鯨類（シロナガスクジラ、ホッキョククジラ、スナメリ）及びジュゴンの原則採捕禁止等、混獲防止技術等の開発等を実施した。

### 2.1.5.3 生物多様性国家戦略の見直しを行い、改定すること。

2002年3月に「生物多様性国家戦略」を全面的に見直し、「自然と共生する社会」を政府一体となって実現していくためのトータルプランとして「新・生物多様性国家戦略」を策定した。

「新・生物多様性国家戦略」では、自然環境の現状を原因及び結果から大別して、次に挙げる3つの危機として捉えている。

人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少絶滅あるいは生態系の破壊分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小、消失【第一の危機】

生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小撤退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化【第二の危機】

近年問題が顕在化するようになった移入種等による生態系の攪乱【第三の危機】  
これらの危機に対応するため、施策の基本的な方向として、保全の強化、自然の再生、持続可能な利用が提示され、各種施策が実施されている。

### 2.1.5.4 保護地域の管理のための財政上の措置、人的資源及び制度的な能力をさらに強化すること、また、資金メカニズム（土地の改変及び生息地への干渉に対する課徴金を財源とした自然環境のための補償基金等）を確立するための各種方策を検討すること。

自然公園とは、すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。2002年に自然公園法を改正

し、国及び地方公共団体の責務として、「自然公園における生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずること」が追加された。また、従来ほとんど利用者が立ち入ることのなかった原生的な自然を有する地域を訪れる利用者が増加しつつあることから、特別地域内に立入りの人数等を調整する利用調整地区の制度を設けた。さらに、特別地域において、廃車や廃タイヤの集積などにより風致の保護に支障がある事例が見られるため、新たに環境大臣が指定する物の集積・貯蔵を規制し、特別地域において、高山蝶等の採取などが見られるため、新たに環境大臣が指定する動物の捕獲等を規制できることとした。

自然保護地域内のパトロール、利用者への指導、自然解説などの現地業務や自然公園指導員等のボランティアとの連絡調整を主体的に担当するアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を 2005 年度から全国で 60 名を配置するとともに、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、国立公園等の管理のグレードアップを図るグリーンワーカー事業を 2004 年度に全国 165 カ所で実施し、国立公園の管理体制を抜本的に充実強化した。

また、特に自然保護上特に重要な地域では、厳正な保護を図るため民有地の買上げを行い保護している。2005 年度には、国指定名蔵アンパル鳥獣保護区名蔵アンパル特別保護地区（沖縄県石垣市）の民有地を買い上げるための調査を行い、ラムサール条約に登録した。

#### **2.1.5.5 損なわれた生態系を再生し、放置された農地及び工業用地、埋め立てられた湿地を自然な状態に戻すため、自然を再生する事業を一層推進すること。**

河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等 155 カ所（2005 年 3 月現在）で自然再生のための調査や事業を実施している。

さらに、自然再生推進法が 2003 年 1 月に施行され、同年 4 月には自然再生基本方針が閣議決定されたことにより、自然再生に向けて取組が一層推進されている。

自然再生推進法の手続による自然再生協議会としては 15 協議会（2005 年 7 月現在）が立ち上がっている。

#### **2.1.5.6 適切な市民参加のもと、都市又は都市の周辺地域における緑地空間の保存・創出及び川岸の再生のための取組を加速すること。**

都市における緑地の保全および緑化の推進並びに都市公園の整備を一層推進し、緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、都市緑地法などに基づき特別緑地保全地区等の指定による緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備を推進しており、2005 年 3 月 31 日現在の都市公園面積は 106,370ha である。また、2004 年に都市公園法及び都市緑地保全法の改正を行い、都市における緑地に関する施策を総合的に推進するための法律として都市緑地保全法を都市緑地法に改正した。本改正において、里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地を保全するため、緩やかな行為制限を行う緑地保全地域制度、都心部の特に緑地が不足している地域において緑地空間の創出を推進するため、大規模建築物の建築の際に緑化を義務付ける緑化地域制度などを創設した。さらに、人工地盤上や建築物屋上を緑地空間として有効活用するため、立体都市公園制度などを創設した。

河川においては、地域住民やNPO、関係機関等と連携を図りながら、生物の良好な生息・生育環境を有する自然河川や、乾燥化傾向にある湿地や干潟などの再生を進めている。

また、全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した「多自然型川づくり」を実施している。さらに、魚道の設置等により魚類の遡上環境の改善を行う「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」において 19 の

モデル河川で得られた知見等を踏まえ、2005年3月には「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」を作成し、広く公表した。

## 2.2 持続可能な開発に向けて

### 2.2.1 環境配慮の経済的な意思決定への統合

環境配慮の経済的な意思決定への統合の分野では、以下のような勧告がなされている。

- ・土地利用・施設整備計画、交通、農業、エネルギー及び都市政策において、より一層環境配慮を統合すること。
- ・関係府省間の密接な協力を通じ、第2次環境基本計画と連係した、調和、統合された分野別計画の策定を確保するとともに、これらの計画の実施についての説明責任を明確にすること。
- ・環境に影響を与える政策、計画及びプログラムの策定過程において、戦略的環境アセスメントを体系的に実行するために必要な措置を講ずること。
- ・持続可能な生産及び消費パターンを一層促進するため、(グリーン調達制度及びグリーンコンシューマー運動等により)「環境にやさしい製品」を購入・使用する努力を強化すること。
- ・引き続き環境に関連する諸税をより環境にやさしい形に再構築すること。
- ・より持続可能な交通手段を推進するとともに環境コストを内部化する観点から、運輸インフラストラクチャーへの需要と予算配分により柔軟性を導入することに注意を払いつつ、道路燃料及び自動車税制の制度の見直し及び一層の展開を進めること。
- ・引き続き環境保全に悪影響を与える分野別補助金を削減すること。

#### 2.2.1.1 土地利用・施設整備計画、交通、農業、エネルギー及び都市政策において、より一層環境配慮を統合すること。

第二次環境基本計画では、「あらゆる場面における環境配慮の織り込み」が重要としており、持続可能な社会を構築していくためには、国民及び事業者などの各主体の行動に自ずから環境配慮が織り込まれていくことが不可欠としている。

国土利用においては、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、2005年に国土総合開発法を改正し、国土総合開発計画について、名称を国土形成計画に改め、国土利用計画と一体的に策定することとするとともに、計画事項に環境の保全を含めるほか、環境基本計画との調和を定めるなど、環境配慮の織り込みのための仕組みを設けた。

農林水産分野においては、健全な水、大気、物質の循環の維持・増進と豊かな自然環境の保全・形成のための施策展開を基本認識とし、2003年に「農林水産環境政策の基本方針」が策定された。我が国の農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換するためには、環境と調和のとれた基本的な取組を着実に実施していくことが大切であるとし、2005年に農業者が最低限取り組むべき規範(農業環境規範)を策定した。また、クロスコンプライアンスに基づき、様々な補助政策とこの規範をリンクさせることとしている。

運輸・交通分野における環境保全対策については、自動車1台ごとの排出ガス・騒音規制の強化を着実に実施した。また、自動車NOx・PM法に基づく自動車使用の合理化等の指導を進めるとともに、冬季における高濃度の大气汚染に対応するため、入出荷貨物車台数の抑制等を内容とする「季節大气汚染対策」を実施した。

また、2005年に省エネルギー法を改正し、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一

層を進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野において荷主に対し省エネルギー計画の策定、使用量の報告を義務づけるとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講じた。

さらに、2005年7月までに、環境基本計画の実施に関係の深い15の府省が、環境配慮の方針を策定した。

#### **2.2.1.2 関係府省間の密接な協力を通じ、第2次環境基本計画と連携した、調和、統合された分野別計画の策定を確保するとともに、これらの計画の実施についての説明責任を明確にすること。**

地球温暖化対策としては、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図り、地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減へ導くため、2005年4月に京都議定書目標達成計画を閣議決定した。

循環型社会形成に向けた取組については、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を2003年3月に閣議決定した。また、同計画に位置付けられている個々の施策の進捗状況については、中央環境審議会場で毎年度点検を行うこととしており、第1回の点検結果を2005年2月に閣議報告した。

生物多様性の保全については、1995年に策定した「生物多様性国家戦略」を全面的に改定し、「自然と共生する社会」を政府全体として実現するためのトータルプランとして位置付けた「新・生物多様性国家戦略」を2002年3月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定した。

#### **2.2.1.3 環境に影響を与える政策、計画及びプログラムの策定過程において、戦略的環境アセスメントを体系的に実行するために必要な措置を講ずること。**

第2次環境基本計画において、上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性の検証を行い、それを踏まえて環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図り、このような検討や取組の状況を見つつ、必要に応じて制度化の検討を進めることが定められている。これを踏まえ、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策における環境配慮の具体的なあり方についての内容、手法等の検討を進めている。

#### **2.2.1.4 持続可能な生産及び消費パターンを一層促進するため、(グリーン調達制度及びグリーンコンシューマー運動等により)「環境にやさしい製品」を購入・使用する努力を強化すること。**

国等の各機関では、2005年度の環境物品等の調達方針（2004年度の特定調達品目17分野201品目）を定めて公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進している。また、2004年度の調達方針に基づき調達を実施した結果として調達実績を取りまとめ、公表している。

各機関の実績を取りまとめた結果、紙類、文具類、機器類の2003年度の調達実績においては、特定調達物品の割合がおおむね95%以上となった。また、2002年度から3年を目途に取り組んできた政府の一般公用車の低公害車への切替えについては、2004年度末までに切替えを完了した。

地方公共団体については、毎年度、環境物品等の調達方針を作成して調達を行うよう努めることが定められており、2004 年度においては、ほとんど全ての都道府県、政令指定都市が調達の方針を作成してグリーン購入に取り組んでいる。

グリーン購入地域ネットワークの構築を推進するために、地方公共団体、消費者、事業者等に対し、情報提供や啓発のためのセミナーを開催した。また、環境物品等の情報を購入者に提供するため、製造者等によるグリーン購入法の特定調達物品（基本方針の判断の基準を満たす物品）に関する情報の提供の場として「グリーン購入法特定調達物品情報提供システム」を運用し、随時更新している。さらに、各主体の更なるグリーン購入への取組を推進するため、様々な団体のグリーン購入に関する情報を紹介する「グリーン購入取組事例データベース」の運用を新たに2004年6月から開始した。

なお、商品やサービスに起因する環境負荷を、ライフサイクル的視点から定量化し、その結果をわかりやすく消費者に提供する「商品環境情報提供システム」の運用を2005年6月から開始した。

## 2.2.1.5 引き続き環境に関連する諸税をより環境にやさしい形に再構築すること。

2004 年度税制改正において、自動車税のグリーン化及び低燃費車に係る自動車取得税の特例措置については、より排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に軽減対象を重点化するとともに適用期限を延長した。また、2005 年度税制改正において、廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置、適正な廃棄物処理を推進するため、産業廃棄物処理用設備（高温焼却装置等）に係る特別償却制度及び特定災害防止準備金制度の適用期限を延長した。

環境への負荷の低減を図るために経済的負担を課す措置については、その具体的措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、廃棄物の抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響及び諸外国の活用事例等につき、調査・研究を進めた。

二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

この環境税については、京都議定書目標達成計画において、「国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされた。

中央環境審議会においては、環境税の効果等についての分析や、産業界、国民、自治体等との意見交換が行われている。

環境省は、2005 年 8 月末に、環境税の創設要望を提出し、同年 10 月 25 日に、環境税の具体案を公表した。

政府税制調査会における 2006 年度の税制改正に関する答申では、「いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。」との扱いになっている。

京都議定書を批准し、地球温暖化対策推進大綱をより確実かつ円滑に実施していくためには、エネルギー分野における地球温暖化対策の充実・強化に早急に取り組む必要があること、流動的な中東情勢等をも勘案し、エネルギー・セキュリティ対策を強化する必要があること等の認識の下、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の抜本的な見直しを2003年度に実施した。

その際、歳出面において、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出抑制対策を歳出対象に追加するとともに、省エネルギー・新エネルギー対策、天然ガスシフト等を充実強化すること、歳入面において、負担の公平を図る観点から負担構造を組み替え、石炭を新たに課税対象とすること、石油税から石油石炭税に改称し、2007年度までの間に段階的に税率の引き上げを行う予定である。

#### 2.2.1.6 より持続可能な交通手段を推進するとともに環境コストを内部化する観点から、運輸インフラストラクチャーへの需要と予算配分により柔軟性を導入することに注意を払いつつ、道路燃料及び自動車税制の制度の見直し及び一層の展開を進めること。

これまで揮発油税等の道路特定財源の活用により、通常のバイパス整備や拡幅等の道路整備に加え、連続立体交差事業やLRT、地下鉄等のインフラ整備等、道路交通渋滞の解消に資する公共交通関連の事業の支援が行われてきたが、2003年の通常国会において、道路特定財源の使途に関する法律の規定を改正し、納税者である自動車利用者の理解の得られる範囲で、道路整備に密接に関連する事業への使途が多様化され、これまで、ディーゼル微粒子除去装置(DPF)の導入支援等に活用されている。さらに、2004年度税制改正における自動車税のグリーン化及び低燃費車に係る自動車取得税の特例措置については、より排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に軽減対象を重点化するとともに適用期限を延長した。

また、二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税するものとして関係審議会等において論議されている環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

この環境税については、京都議定書目標達成計画において、「国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされた。

中央環境審議会においては、環境税の効果等についての分析や、産業界、国民、自治体等との意見交換が行われている。

環境省は、2005年8月末に、環境税の創設要望を提出し、同年10月25日に、環境税の具体案を公表した。

政府税制調査会における2006年度の税制改正に関する答申では、「いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。」との扱いになっている。

## 2.2.1.7 引き続き環境保全に悪影響を与える分野別補助金を削減すること。

我が国では、石炭は中核的なエネルギーとして位置付けられているが、国内炭についてはウエイトが減少し、その役割を国内のエネルギー供給源として量的な観点から意義付けることは困難となった。こうした中で、環境保全に悪影響を与えるものではないものの、国内の石炭鉱業の構造調整、産炭地域振興等のための助成措置については、2001年度をもって、原則終了した。

## 2.2.2 環境配慮と社会配慮の統合

環境配慮と社会配慮の統合の分野では、以下のような勧告がなされている。

- ・政策決定及びコミュニケーションの促進手段として、環境データ、指標及び情報のさらなる開発を行うとともに、関連組織の対応能力を一まとめにする可能性を検討すること。
- ・環境行政機関、関係府省及び民間部門が保有している環境情報への住民のアクセスを改善すること。
- ・環境管理及び持続可能な開発のために提案された市場メカニズムに基づく手法について、所得分配に与える影響を検討すること。
- ・環境NGOの発展を推進するとともに、全国及び県レベルでの持続可能な開発に関連する問題を扱う諮問評議会及び委員会における参加を確保すること。
- ・教師の研修を含め、あらゆるレベル、形態での環境教育を促進すること。
- ・居住、交通、生産及び消費パターンに関連する変化を考慮に入れつつ、環境及び自然に対する技術及びライフスタイルの変化が与える影響(例えば、IT技術、余暇時間の増加、退職等の影響)を評価すること。

### 2.2.2.1 政策決定及びコミュニケーションの促進手段として、環境データ、指標及び情報のさらなる開発を行うとともに、関連組織の対応能力を一まとめにする可能性を検討すること。

環境への負荷、環境の状態、環境問題の対策に関する基礎的データを収集整理した「環境統計集」を作成し、ホームページで提供している。

また、河川の持つ自然環境や水辺空間に対する国民のニーズの高まりに応えるため、従来の有機性汚濁指標(BOD)のみでは評価しきれない川の水質を分かりやすい指標で住民と連携しながら、評価するため、河川水質を人と河川の豊かなふれあいの確保、豊かな生態系の確保、利用しやすい水質の確保、下流域や滞留水域に影響の少ない水質の確保の4つの視点で総合的に評価する新しい指標の案を取りまとめ、2004年度から、全国の9つの一級河川で試行調査を実施した。その結果を踏まえ、指標項目等を見直し、2005年度から全国109水系で調査を実施している。

さらに、2005年度内を目途に策定される見込みとなっている第3次環境基本計画に盛り込むために、目標の達成状況や取組状況を把握するための指標について検討を行っている。

### 2.2.2.2 環境行政機関、関係府省及び民間部門が保有している環境情報への住民のアクセスを改善すること。

ホームページにおいて環境情報総合データベースの運用を開始したほか、環境行政資料や各種ガイドライン等を掲載し、情報提供を行った。また、環境の状況を地理情報システム（GIS）を用いて提供する「環境 GIS」を整備し、2002年9月からインターネットにより情報提供した。

生物多様性に関する情報については、自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）の成果やレッドデータブック掲載種に関する情報等を整備し、「生物多様性情報システム（J-IBIS）」によりインターネットを通じて情報提供した。また、情報の所在等の情報源情報を横断的に検索・把握するシステムとして2004年7月から「生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム（CHM）」の本格運用を開始した。

河川環境データベースについては、河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行った「河川水辺の国勢調査」の成果をホームページで公表している。

国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターにおいて、サンゴ礁の保全に必要な情報収集・公開等を行っている。

### **2.2.2.3 環境管理及び持続可能な開発のために提案された市場メカニズムに基づく手法について、所得分配に与える影響を検討すること。**

環境への負荷の低減を図るために経済的負担を課す措置については、その具体的措置について判断するため、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出抑制、廃棄物の抑制などその適用分野に応じ、これを講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響及び諸外国の活用事例等につき、調査・研究を進めた。

### **2.2.2.4 環境NGOの発展を推進するとともに、全国及び県レベルでの持続可能な開発に関連する問題を扱う諮問評議会及び委員会における参加を確保すること。**

事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組の支援や交流の機会を提供する拠点として、国連大学との共同事業として「地球環境パートナーシッププラザ」を開設しており、パートナーシップへの理解と認識を深めることを目的に、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会などを開催した。また、地方での環境パートナーシップ形成促進拠点として「地方環境パートナーシップオフィス」を既に中国、近畿、中部の3カ所に設置し、今後全国で7カ所に設置する予定である。これらとも連携を図りながら地域における環境教育、環境保全活動を推進していくため、2005年10月に地方環境事務所が設置されたところである。

また、NGO/NPOや企業からの優れた政策提言を環境政策に反映することを目的に環境政策提言を募集し、発表の場として「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」を開催するとともに、優れた提案についてはモデル事業化し、パートナーシップによる政策立案の促進を図っている。

国及び民間からの拠出をもって1993年に設置された「地球環境基金」により民間団体による環境保全活動を支援するための活動資金の助成を実施した（2004年度：203件総額7.3億円）。

### **2.2.2.5 教師の研修を含め、あらゆるレベル、形態での環境教育を促進すること。**

行政、事業者、民間団体、個人が連携を図りつつ、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、地域、職場、野外活動の場等多様な場において、環境教育・環境学習を総合的に推進することが重要であり、「環境教育リーダー研修基礎講座」により、教

員や地域の活動実践リーダーを対象に環境教育の基本的知識の習得と体験学習を重視した研修などを 2004 年度は 5 地区で合計約 300 名に実施し、2005 年度についても、5 地区で実施する。

#### 2.2.2.6 居住、交通、生産及び消費パターンに関連する変化を考慮に入れつつ、環境及び自然に対する技術及びライフスタイルの変化が与える影響(例えば、IT 技術、余暇時間の増加、退職等の影響)を評価すること。

現在、中央環境審議会において第二次環境基本計画を見直しているところであるが、その過程で、人口減少社会の到来、アジア経済との相互依存関係の高まり、単身世帯比率の増加や生活の 24 時間化等のライフスタイルの変化、環境技術の向上等の社会経済の変化の状況について整理している。2005 年 7 月に公表された「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」では、これらの状況を踏まえ、今後の環境政策の柱の一つとして「環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上するライフスタイルの転換」が掲げられた。

### 2.2.3 化学物質

化学物質の分野では、以下のような勧告がなされている。

- ・化学物質管理の効果及び効率をさらに向上させるとともに、生態系保全を含むように規制の範囲をさらに拡大すること。
- ・化学業界の自主的取組を強化するとともに、化学品製造者に対し（既存化学物質等の）安全性点検へのより積極的な役割を付与すること。
- ・消費財に使用されている化学物質の環境及び健康へ与えるリスクを、製品のライフサイクルのあらゆる段階において削減するよう、製造業者を奨励するための対策を導入すること。
- ・農薬の使用に関する規制及びガイドラインについて、農業者への指導を続けるとともに、農業者の遵守状況を引き続き監視すること。
- ・住民が利用しやすい化学物質に関するデータベース（例えば、毒性、リスク評価、ライフサイクルのあらゆる段階における排出等）を引き続き整備するとともに、有害化学物質に関するリスクコミュニケーションを強化すること。
- ・他の OECD 諸国との協力（例えば、新規及び既存化学物質に関する試験手続の調和）を継続するとともに、東アジアにおける環境上適正な化学物質管理を引き続き促進すること。

#### 2.2.3.1 化学物質管理の効果及び効率をさらに向上させるとともに、生態系保全を含むように規制の範囲をさらに拡大すること。

新たな化学物質の有害性を事前に審査するとともに、化学物質の有害性の程度に応じて製造・輸入などについて必要な規制等を行う化学物質審査規制法は 2003 年 5 月に改正され、2004 年 4 月に施行された。この改正により、環境中の動植物への被害の防止が法律の目的に加えられ、分解性、蓄積性、人への長期毒性に加えて、新たに動植物への毒性も考慮した審査・規制が行われることとなった。また、難分解・高蓄積性の既存化学物質に関する規制（第一種監視化学物質の制度）、環境中への放出可能性に着目した審査の特例（低生産量新規化学物質(難分解性ではあるが高蓄積性でなく製造・輸入数量の国内総量が年間 10 t 以下である化学物質)や中間物(全量が他の化学物質に変化する化学物質)

等の特例)、事業者が入手した有害性情報の報告の義務付けといった、一層効果的かつ効率的な審査・規制制度も導入された。

また、農薬に関しては、生態系保全を視野に入れた取組を強化するため、2003年3月に改正した、水産動植物に対する毒性に係る農薬登録保留基準について、登録申請の際に必要な試験法の整備等の体制づくりを行い、2005年4月から施行した。さらに、2005年8月には、環境中における残留性及び生物濃縮性を考慮した適切なリスク管理を行っていくため、水質汚濁及び土壌残留に係る農薬登録保留基準の改正を行った。

### **2.2.3.2 化学業界の自主的取組を強化するとともに、化学品製造者に対し(既存化学物質等の)安全性点検へのより積極的な役割を付与すること。**

我が国の化学業界は、OECDの高生産量化学物質点検プログラム(HPVプログラム)の加速化に貢献するため、国際化学工業協会協議会(ICC A)イニシアティブに積極的に参加している。2005年9月までに112社の日本企業がスポンサーとして参加し、232の高生産量化学物質の安全点検のためのレポート作成に協力している。ICC Aイニシアティブによって安全性点検がなされた化学物質について、イニシアティブをとった企業の国籍をみると我が国はアメリカ、ドイツ、イギリスに次いで4番目となっている。

既存化学物質の安全性情報の収集をさらに加速化するため、2005年6月から産業界と連携して、「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japan チャレンジプログラム)」を開始した。同プログラムにおいては、化学物質の製造・輸入事業者等が自発的にスポンサーとして参加し、優先情報収集対象物質(国内製造・輸入量が1,000トン以上の物質)について、安全性情報を収集することとしている。

### **2.2.3.3 消費財に使用されている化学物質の環境及び健康へ与えるリスクを、製品のライフサイクルのあらゆる段階において削減するよう、製造業者を奨励するための対策を導入すること。**

EUでは、廃電気・電子製品における鉛、水銀、カドミウム等6種の有害物質の使用を規制するRoHS指令がある。一方、我が国は、廃電気・電子製品について、家電リサイクル法、廃棄物処理法等の規制により、有害物質に起因する環境汚染が顕在化している状況にはないが、環境汚染の未然防止やより一層の適切かつ高度な3Rを推進する観点から、電気・電子製品中に含まれる化学物質の管理を促進するための対策を講じることとしている。

まず、製品の設計・製造工程で管理すべき物質(鉛、水銀等)を特定し、製品の製造・輸入事業者に対して、当該物質の含有に係る情報提供を求めることとしている。具体的には、製品本体や包装箱において含有マークの表示を行うとともに、カタログや取扱説明書、ウェブサイトに対象物質の含有情報を提供していくこととしている。

### **2.2.3.4 農薬の使用に関する規制及びガイドラインについて、農業者への指導を続けるとともに、農業者の遵守状況を引き続き監視すること。**

農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、2003年3月に「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(農薬使用基準)を定めた。具体的には、農薬使用者に対して農薬登録時に定められた使用方法を遵守することを義務化しており、違反した場合には罰則が適用される。

また、2003年3月に農薬取締法に基づく「農薬の販売の禁止を定める省令」を定めており、人畜等への安全上問題のある21農薬の販売及び使用が禁止された。

なお、農薬の環境リスク対策の推進に資するため、農薬使用基準の遵守状況の確認、農薬の各種残留実態調査、農薬の生態影響調査等を実施した。

### 2.2.3.5 住民が利用しやすい化学物質に関するデータベース（例えば、毒性、リスク評価、ライフサイクルのあらゆる段階における排出等）を引き続き整備するとともに、有害化学物質に関するリスクコミュニケーションを強化すること。

化学物質の有害性等に関する信頼性ある情報を系統的かつ網羅的に収集・整理したデータベース及びリスク評価支援ツールを整備しホームページ上で公開した。

また、2003年から、「P R T Rデータを読み解くための市民ガイドブック」を毎年度作成・配付しているほか、化学物質の情報データベースのホームページでの設置などを行っている。2004年10月及び2005年8月には、専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく整理し、専門家以外の方にもよく理解していただけるよう簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成・公表した。2005年8月には、小中学生や一般の方が身近な化学物質について学習するきっかけとなるよう、小冊子「かんたん化学物質ガイド～わたしたちの生活と化学物質～」を作成した。さらに、これら関連情報や、国際機関、関係省庁及び都道府縣市等へのリンク集を掲載した「リスクコミュニケーションホームページ」を設置している。また、事業者のリスクコミュニケーションへの取組を促すために、事業者向けパンフレット「化学物質について正しく理解してもらうために」を作成・配付するとともに、ホームページにて、実施に当たっての手順、注意点、化学物質の有害性情報の入手先等の実施に必要となる情報の提供を行った。

さらに、化学物質と環境に関する学習関連資料の利用促進を図るため、ホームページ内に「化学物質と環境に関する学習関連資料データベース」を設置しており、パソコン上で遊びながら学べる学習関連資料を作成・公表している。2005年8月には、小中学生が化学物質と環境に関して学習する際の関連資料を新たにデータベース化したところである。

その他、リスクコミュニケーションの際に中立的な立場から専門知識の解説等を行う化学物質アドバイザーの育成・活用を推進するため、研修・登録・派遣を行う事業を2002年度より実施しており、P R T R制度についての講演会講師等として2004年度には延べ42件の派遣を行った。このほか、場の提供として、市民、産業、行政等による情報の共有及び相互理解のための「化学物質と環境円卓会議」を2001年度に設置しており、2004年度には4回開催した。2005年度には、「化学物質と環境円卓会議」の地方開催を行い、地域におけるリスクコミュニケーションの推進を図っている。

### 2.2.3.6 他のOECD諸国との協力（例えば、新規及び既存化学物質に関する試験手続の調和）を継続するとともに、東アジアにおける環境上適正な化学物質管理を引き続き促進すること。

OECDにおける環境保健安全プログラムに関する作業として、新規化学物質の試験データの信頼性確保及び各国間のデータ相互受入れのため、GLPに関する国内体制の維持・更新、生態影響評価試験法等に関する我が国としての評価作業、化学物質の安全性を総合的に評価するための手法等の検討、内外の化学物質の安全性に係る情報の収集、分析等を行っている。

また、2002年度2003年度及び2005年度に、東アジアPOPsモニタリングワークショップを計3回開催するとともに、東アジアPOPsモニタリングエキスパートワーキンググループについても、2004年度及び2005年度に計2回開催しており、東アジア地域における試行的なPOPsモニタリングの円滑な実施に向け邁進している。

## 2.3 国際的な環境協力

### 2.3.1 気候変動

気候変動の分野では、以下のような勧告がなされている。

- ・時機を得た批准プロセスにより、幅広い国の参加のもと、2002年の京都議定書の発効を目指す。
- ・国内及び国際的な約束の達成のため、(税・課徴金等の経済的手法の利用拡大を含む。) バランスのとれたポリシーミックスを組み込んだ地球温暖化対策の国内制度を構築すること、環境に関連する諸税を温室効果ガスの削減その他の観点から、適切な場合には、検討し一層発展させること。
- ・運輸、民生(家庭及び業務)部門において、統合された需要管理手法(例えば、ロード・プライシング、駐車への課金及びESCO)及びエネルギー効率の改善を目指した対策(省エネルギー基準その他の対策)を開発し、実施すること。
- ・エネルギー効率を改善し、温室効果ガスの排出を削減するため、産業界の自主的取組を評価し検討すること(例えば、より明確な目標、関連情報への住民のアクセスの拡充)。
- ・再生可能エネルギーの開発・利用を促進するとともに、適切な場合には、電力分野における燃料転換を推進するため、一層の措置を講じること。
- ・政策手段の適切な組合せにより、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄の排出を削減するための政策の実施を引き続き進めること。

一方、我が国の温室効果ガス総排出量は基準年(原則1990年)から2003年にかけておよそ8.3%増加しており、基準年と比べて2008年-2012年の温室効果ガス総排出量の平均を6%削減するという約束との差は14.3%分と広がっている。これは、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガスについては削減が進んでいるものの、我が国の温室効果ガスの排出量の9割程度を占めるエネルギー二酸化炭素の排出量が大幅に増大したことによるものである。エネルギー起源二酸化炭素の排出量が増えた背景としては、原子力発電の停止といった特殊な要因や、中国の景気拡大、産業構造の転換、オフィスビル等床面積の増大、パソコンや家電等の保有台数の増加等を背景としたオフィスや家庭におけるエネルギー消費量の増大、旅客需要の増大等を背景に、二酸化炭素排出量の約4割を占める産業部門、約1割を占める運輸(貨物自動車及び公共交通機関等)部門からの排出量がほぼ横ばいとどまっている一方、約2割を占める業務その他部門、約1割を占める家庭部門、約1割を占める運輸(自家用乗用車)部門からの排出量は大幅に増大したことが挙げられる。

地球温暖化対策推進大綱に基づくこれまでの様々な対策を引き続き現状通り実施するとした場合の2010年度時点での温室効果ガスの総排出量の見通しは、約13億1,100万t-CO<sub>2</sub>となり、基準年比で約6%の増加となると見込まれる。

したがって、京都議定書における我が国の6%の削減約束を達成するためには、従来実施している対策・施策に加え、更に約12%相当分の追加的排出削減の達成を図るため、京都議定書目標達成計画に基づく対策とそれを推進するための施策を実施することが必要である。

#### 2.3.1.1 時機を得た批准プロセスにより、幅広い国の参加のもと、2002年の京都議定書の発効を目指す。

我が国は、京都議定書締結の国会承認及び担保法としての地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を経て、2002年6月4日、京都議定書を締結した。我が国はロシアなどの

未締結国に対し締結を働きかけ、2004年11月、ロシアが京都議定書を批准したことにより、2005年2月16日に、京都議定書は発効した。

**2.3.1.2 国内及び国際的な約束の達成のため、(税・課徴金等の経済的手法の利用拡大を含む。)バランスのとれたポリシーミックスを組み込んだ地球温暖化対策の国内制度を構築すること、環境に関連する諸税を温室効果ガスの削減その他の観点から、適切な場合には、検討し一層発展させること。**

2005年2月の京都議定書の発効を受け、同年4月、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、「京都議定書目標達成計画」を策定した。

同計画では、効果的かつ効率的に温室効果ガスの排出削減を進めるとともに、我が国全体の費用負担を公平性に配慮しつつ極力軽減し、環境保全と経済発展といった複数の政策目的を同時に達成するため、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法などあらゆる政策手法を総動員し、それらの特徴をいかしつつ、有機的に組み合わせるといったポリシーミックスの考え方を活用することとした。その最適な在り方については、本計画の対策・施策の進捗状況を見ながら、総合的に検討を行うこととされている。経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されており、その活用には、ポリシーミックスの考え方に沿って、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努めることとされた。

また、二酸化炭素の排出量又は化石燃料の消費量に応じて課税する環境税は、経済的手法の一つであり、価格インセンティブを通じ幅広い主体に対して対策を促す効果や、二酸化炭素の排出削減対策、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割等を狙いとするものとして関係審議会等において様々な観点から検討が行われている。

経済的手法の一つである環境税については、目標達成計画において、「国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされた。

中央環境審議会においては、環境税の効果等についての分析や、産業界、国民、自治体等との意見交換が行われている。

環境省は、2005年8月末に、環境税の創設要望を提出し、同年10月25日に、環境税の具体案を公表した。

政府税制調査会における2006年度の税制改正に関する答申では、「いわゆる環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組みの現状、さらには既存のエネルギー関係諸税との関係といった多岐にわたる検討課題がある。現在、関係省庁等において、これらの課題について議論が行われているところであり、その状況を踏まえつつ、総合的に検討していく必要がある。」との扱いになっている。

さらに、国内排出量取引制度については、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題とされ、まずは、費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を実施することとされた。

### 2.3.1.3 運輸、民生（家庭及び業務）部門において、統合された需要管理手法（例えば、ロード・プライシング、駐車への課金及びE S C O）及びエネルギー効率の改善を目指した対策（省エネルギー基準その他の対策）を開発し、実施すること。

2005年に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」では、運輸、業務、家庭における取組を以下のとおり規定している。

#### 運輸部門における省CO<sub>2</sub>化のための取組

近年運輸のうち貨物自動車及び公共交通機関等からの排出量は低下傾向にあるが、運輸部門全体における二酸化炭素排出量は1990年度比で約2割増大している。このため、交通流の円滑化を図り、自動車からの二酸化炭素排出量を削減するため、環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点の立体化、連続立体交差等による踏切道改良等を推進するとともに、自動車交通需要の調整、高度道路交通システム（ITS：Intelligent Transport System）の推進、路上工事の縮減、交通管制の高度化等交通安全施設の整備、道路交通情報提供事業の促進、路上駐停車対策などの交通流対策を実施した。

そのほかの具体的な取組は以下のとおりである。

- ・公共交通機関の利用促進
- ・環境に配慮した自動車使用の促進
- ・円滑な道路交通を実現する体系の構築
- ・環境的に持続可能な交通（EST）の実現
- ・荷主と物流事業者の協働による省CO<sub>2</sub>化の推進
- ・モーダルシフト、トラック輸送の効率化等物流の効率化の推進
- ・燃費性能の優れた自動車の普及
- ・クリーンエネルギー自動車の普及
- ・鉄道のエネルギー消費効率の向上
- ・航空のエネルギー消費効率の向上 等

#### オフィス・店舗等の業務施設の省CO<sub>2</sub>化

オフィス等（店舗等サービス業を含む。）の業務部門の二酸化炭素排出量は、床面積の増大もあいまって1990年度比で約4割増大しており、以下の取組を通じて抑制を図ることとする。

- ・自主行動計画の着実な実施
- ・省エネルギー法によるエネルギー管理の徹底（省エネルギー法の改正による、熱と電気を併せた総合的な省エネルギー対策の推進）
- ・建築物の省エネルギー性能の向上（省エネルギー改修の促進、E S C Oを活用した省エネルギー機器・設備の導入等）
- ・B E M S（Building Energy Management System）の普及（室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー需要の管理システム等）

#### 家庭の省CO<sub>2</sub>化

家庭部門の二酸化炭素排出量は、世帯の増加が次第に緩やかになっているにもかかわらず、家電保有台数の増加等によるエネルギー消費量の増加により1990年度比で約3割増大している。このため、国民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、ライフスタイルを不断に見直し、省エネルギー対策に努めることを促すとともに、以下の取組を実施する。

- ・住宅の省エネルギー性能の向上（省エネルギーリフォームの促進、一定規模以上の住宅の新築、増改築などを行う場合の省エネルギー措置の届出の義務づけ、集合住宅におけるリース・E S C Oを活用した省エネルギー機器・設備・建材の導入の促進等）
- ・H E M S（Home Energy Management System）の普及（室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー需要の管理システムの普及）

#### トップランナー基準

1998年度から省エネルギー法に基づきトップランナー基準（エネルギー多消費機器のうち省エネ法で指定するものの省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定する基準）を導入し、これまで18機器が指定されているが、今後、更に個別機器の効率向上を図るため、トップランナー基準の対象を拡大するとともに、既に対象となっている機器の対象範囲の拡大及び基準の強化を図ることとする。

（参考：18機器）

エアコンディショナー、蛍光灯器具、ビデオテープレコーダー、テレビジョン受信機、複写機、電子計算機、磁気ディスク装置、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水器、石油温水器、電気便座、自動販売機、変圧器、乗用自動車、貨物自動車

#### 2.3.1.4 エネルギー効率を改善し、温室効果ガスの排出を削減するため、産業界の自主的取組を評価し検討すること(例えば、より明確な目標、関連情報への住民のアクセスの拡充)。

産業・エネルギー転換部門においては、1997年に日本経済団体連合会が率先して環境自主行動計画を策定し、2010年度の二酸化炭素排出量を1990年度比±0%以下に抑制することを目標として掲げている。また、これまでに34業種が業種ごとに定量的に目標を設定した環境自主行動計画を策定してきており、産業・エネルギー転換部門の約8割をカバーするに至っている。

このような事業者による自主行動計画はこれまでのところ成果を上げてきており、産業・エネルギー転換部門における対策の中心的役割を果たすものである。

自主的手法には、各主体がその創意工夫により優れた対策を選択できる、高い目標へ取り組む誘因があり得る、政府と実施主体双方にとって手続きコストがかからないといったメリットがあり、事業者による自主行動計画ではこれらのメリットが一層いかされることが期待される。

我が国が京都議定書の削減約束を達成していくためには、こうした産業・エネルギー転換部門における自主行動計画の目標が達成されるべく、産業界がエネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の改善等の排出量を抑制する努力を進めていくことが極めて重要である。こうしたことから、産業界の自主行動計画の目標、内容についてはその自主性にゆだねられるべきものであることを踏まえつつ、社会的要請にこたえ、日本経団連自主行動計画目標が十分に達成され、また、個別業種が自らの自主的な目標達成に向けて積極的に取り組むことが奨励されるところであり、その透明性・信頼性・目標達成の蓋然性が向上されるよう、引き続き関係審議会等において定期的にフォローアップを行う。

また、こうした自主行動計画を未策定の事業者が、自主行動計画を策定し、特性に応じた有効な省CO<sub>2</sub>対策を講ずることが期待される。

さらに、地球温暖化対策推進法において、排出者自らが排出量を算定することにより国民各層にわたる自主的な温暖化対策への取組の基盤づくりを進めるとともに、排出量情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高める視点から、温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量を国に報告することを義務づけ、国が報告された情報を集計して公表する制度を導入した。その際、公表される排出量情報に関する理解を一層進めるため、排出者が希望する場合には、公表される排出量情報に関連する情報についても報告することができるようにし、報告された場合に公表されることとした。

### 2.3.1.5 再生可能エネルギーの開発・利用を促進するとともに、適切な場合には、電力分野における燃料転換を推進するため、一層の措置を講じること。

京都議定書目標達成計画では、「エネルギー供給部門では、インフラ整備・改革に一定の時間を要するものの、早期に対策に着手し、二酸化炭素排出原単位の小さいエネルギー源を活用するとともに、エネルギーの安定供給を念頭に置きつつ化石燃料の環境調和型利用を図る等、供給の効率化を図っていく」こととしている。

#### 新エネルギー導入の促進

太陽光や風力、バイオマス等を活用した新エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー自給率の向上に資するため、その導入を促進する。

#### 天然ガスシフトの推進

天然ガスは、他の化石燃料に比べ相対的に環境負荷が少ないクリーンなエネルギーであり、中東以外の地域にも広く分散して賦存することから、原子力等の他のエネルギー源とのバランスを踏まえつつ、天然ガスシフトの加速化を推進する。

#### LPガスの効率的利用の促進

環境負荷が相対的に小さく、天然ガスとともにクリーンなエネルギーであるLPガスの利用を促進する。このため、LPガスコージェネレーションシステム、ガスエンジン給湯器等のLPガスシステムの高効率利用の促進を図る。

総合資源エネルギー調査会需給部会において設定された2010年度の新エネルギー導入目標1,910万k lの達成に向けて、低コスト化、高効率化のための技術開発や初期需要創出のための導入補助、RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）の運用により、新エネルギーの導入を促進している。

今後は、一層の導入促進に向け、技術面でのブレイクスルー、経済性の向上等の課題を克服し、新エネルギーが自立的な普及を図っていくことができるよう環境整備を更に行っていくことが必要であり、現状の取り組みに加え、バイオマス熱利用対策など熱利用分野を中心とする追加対策を図ることとしている。

また、バイオマスに関しては、2002年に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、2010年度までに、廃棄物系バイオマスを炭素量換算で90%以上又は未利用バイオマスを炭素量換算で40%以上利活用するシステムを有する市町村を500程度構築することとなっている。あわせて、国全体としては、炭素量換算で廃棄物系バイオマスの80%以上、未利用バイオマスの25%以上を利用することとしている。なお、バイオマス利活用の推進のため、ハード・ソフト両面で支援を行っているほか、バイオマスに関する情報拠点としてホームページ（バイオマス情報ヘッドクォーター）を開設している。

### 2.3.1.6 政策手段の適切な組合せにより、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄の排出を削減するための政策の実施を引き続き進めること。

代替フロン等3ガスの温室効果ガス排出量全体に占める割合は、約2.1%（2002年度二酸化炭素換算）である。モントリオール議定書に基づき生産・消費の削減が進められているオゾン層破壊物質（CFC、HCFCは京都議定書の対象外だが、強力な温室効果を持つガスでもある。）からの代替が進むことによりHFCの排出量が増加することが予想されること等いくつかの排出量の増加要因もあることから、その増加を抑制する。具体的に、「京都議定書目標達成計画」において、以下の対策を実施することとしており、現在、これに準じて対策を実施しているところである。

#### 産業界の計画的な取組の推進

1998年2月の「産業界によるHFC等の排出抑制対策に係る指針」を受けて、現在まで

に8分野22団体において行動計画を策定している。今後とも引き続き、産業構造審議会において、産業界の行動計画の進捗状況のフォローアップを行うとともに、行動計画の透明性・信頼性の向上及び目標達成の確実性の向上を図ることとしている。実際に事業者が自主的に取組を実施したことにより、1995年に比べ、排出量が5割強まで削減されているところである。

また、事業者の排出抑制取組を支援する措置を講ずるとともに、行動計画の未策定業種に対し、策定・公表を促す。

#### 代替物質等の開発等及び代替製品の利用の促進

代替フロン等3ガスの新規代替物質、代替フロン等3ガスを使用しない技術及び回収・破壊技術・製品の利用促進を図る。このため、新規代替物質、代替技術の研究開発を行う。また、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した技術・製品や、代替フロン等3ガスを使用している製品のうち地球温暖化への影響がより小さいものに関する情報提供及び普及啓発を行う。特に、建築物・住宅の省エネ性能の向上対策に伴い、断熱材の使用が増加することが見込まれる上、2004年初めから、従来、発泡剤として使用されてきた主要なH C F C ( H C F C 141 b ) の製造及び輸入が制限されたところであり、多くはH F Cに移行することとなるため、断熱材の発泡剤として使用されるH F Cの大気中への排出量の増加が見込まれることから、これを抑制するため発泡・断熱材のノンフロン化を一層促進するための施策を講ずる。また、マグネシウム溶解時に排出されるS F 6や、H F Cを使用したエアゾール製品の使用に伴い排出するH F Cの増加が見込まれることから、これらの分野における代替物質・代替技術の開発を促進し、その普及啓発を行う。これまでも、ノンフロン冷凍空調機器、新規代替物質の合成技術、回収・破壊技術等の開発を実施している。また、温暖化係数の低い物質を使用した製品のグリーン購入法の対象としている。

#### 法律に基づく冷媒として機器に充填されたH F Cの回収等

特定家庭用機器再商品化法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律等の法律を適切に運用することにより、冷媒分野でのH F Cの回収・破壊の徹底を図る。

また、これらの機器のうち、特に業務用冷凍空調機器については、使用冷媒についてH C F CからH F Cへの代替が進行している上、廃棄時のフロン回収率が低い水準にとどまっていることから、今後H F Cの排出が急増することが見込まれるため、業務用冷凍空調機器からのフロン回収に関する制度面の抜本的見直しを含めた回収率向上対策を講ずる。具体的には、目標として2008年度からの5年平均で60%の回収率を達成すべく、これまでに、現在の回収制度の問題点を見つけ出し、それを解決するための方法について検討しているところである。

## 2.3.2 その他の国際約束及び国際協力

国際約束及び国際協力の分野では、以下の勧告がなされている。

- ・監視、分析、通報及び対処を含め、(例えば北西太平洋地域海行動計画の枠組みにおいて)油濁事故に対する地域的な制度の構築を継続すること。
- ・バラスト水及び船の解体に関する国際的な技術ガイドラインの開発及び実施を継続すること。
- ・北太平洋における共有の漁業資源の管理を改善するため、地域協力の強化を図ること。
- ・特に、国境を越える大気及び海洋の汚染並びに渡り鳥の問題に関し、共有する環境問題に対応するため、二国間及び地域における取組を強化すること。

- ・家庭用機器、自動車及び業務用冷凍空調機器からのクロロフルオロカーボンの回収を行うための新たな法制度を実施すること。
- ・日本で使用される木材及び木材製品が、持続可能に管理された熱帯及び亜寒帯林から採取されたものとするのを確保する手段を国際的な協力の下開発すること。
- ・国連目標（GNIの0.7%）での約束を考慮しつつ、ODA総額とともに、特に地球環境問題の解決を促進する狙いから、環境目的のODAをさらに増額すること。

### 2.3.2.1 監視、分析、通報及び対処を含め、(例えば北西太平洋地域海行動計画の枠組みにおいて)油濁事故に対する地域的な制度の構築を継続すること。

1994年に日本、韓国、中国及びロシアの4か国により、日本海及び黄海を対象海域とする北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）が採択されている。また、2004年11月から、本計画の対象海域内において、一国の対応能力を超え他国からの援助が必要な大規模な油流出事故が発生した場合に、NOWPAP参加国が協力して対応するための枠組みを定めた「NOWPAP地域油流出緊急時計画」が本格的に実施されている。

### 2.3.2.2 バラスト水及び船の解体に関する国際的な技術ガイドラインの開発及び実施を継続すること。

バラスト水問題の解決を目的としたバラスト水管理条約実施のための国際的な規制の作成が行われており、我が国は、国際海事機構（IMO）における審議において、バラスト水を海域に排出する際に混入している生物数に関する条約の基準を遵守するための処理装置の承認のための試験方法について提案等を積極的に行うとともに、処理装置の認証に関する体制整備のための検討を進めた。さらに、バラスト水中に含まれる生物による海洋環境への影響に関する基礎調査を行った。

近年、シップリサイクル（船舶の解撤）に関して、海洋環境の汚染等が問題視されているが、我が国はこれらの問題解決のため、IMO等における議論に積極的に参加しており、2004年には、IMOにおいて新たなルール作りに向けた議論が開始されている。

### 2.3.2.3 北太平洋における共有の漁業資源の管理を改善するため、地域協力の強化を図ること。

「我が国は、これまで「太平洋におけるマグロ類及びマグロ類類似種に関する国際科学委員会（International Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species：ISC）」に参画する等、地域におけるマルチ及びバイの枠組みを通じ、漁業資源の適切な保全と管理に対し、貢献を行ってきたところであるが、2005年8月には「中西部太平洋まぐろ類条約（Western and Central Pacific Fisheries Convention：WCPFC）」に加入し、当該地域における漁業資源管理に対する協力を強化したところである。特に北太平洋については、ISCなどからの科学的助言に基づき、WCPFCが漁業資源管理に係る措置を採択するため、我が国はこれらの機関についてさらなる貢献を果たしていくことが期待されている。

### 2.3.2.4 特に、国境を越える大気及び海洋の汚染並びに渡り鳥の問題に関し、共有する環境問題に対応するため、二国間及び地域における取組を強化すること。

## 越境大気汚染

東アジア地域における酸性雨の現状やその影響を解明するとともに、酸性雨問題に関する地域の協力体制を確立することを目的として、2001年1月から、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（E A N E T）が本格稼働している。現在の参加国数は、レビュー時からラオスとミャンマーが正式参加し、13カ国となった。E A N E Tに関する第5回政府間会合（2003年）では、2005年からすべての参加国が自主的な資金貢献を果たすことを目指した資金分担の目標について合意された。また、第6回政府間会合（2004年）では、E A N E Tの今後の発展に向け、E A N E Tの地域協定化等に関する実現可能性の検討や、18年秋の完成を目途に東アジア地域の酸性雨の状況に係る第一次報告書の作成作業、政策決定者向け報告書の作成作業等の開始が承認された。

E A N E Tの地域協定化等に関する実現可能性に関する報告、政策決定者向けの報告書等については、2005年11月に開催された第7回政府間会合で議論された。第7回政府間会合では、E A N E Tの設立基盤の強化のための文書について議論を開始する決定を行った（新潟決定）。この決定に基づき、参加国は、今後3年間議論を行い、その結果を第10回政府間会合に報告することとされた。我が国は、引き続きE A N E Tを核とした酸性雨に係る地域協力に貢献していく。

なお、越境大気汚染問題として認識されている黄砂は、我が国にも飛来しており、また、近年、中国において被害が急激に激甚化し、黄砂対策が北東アジアの喫緊の政治的課題になりつつある。従来、黄砂は黄河流域及び既存の砂漠等からの自然現象であると理解されていたが、近年、黄砂の大規模化は、急速に広がりつつある過放牧や耕地の拡大等の人為的要因によるとの指摘もある。このため、日中韓三カ国環境大臣会合（T E M M）及びモンゴルを含む4カ国環境大臣会合での議論が進められている。また、レビュー実施後、アジア開発銀行（A D B）及び地球環境ファシリティ（G E F）による黄砂対策プロジェクトが実施されており、北東アジアにおける黄砂モニタリングネットワークと早期警報システムづくりに向けた協力等を含むマスタープランが策定されている。今後、各国は適切な業務分担のもとに、マスタープランに示された施策の実現に取り組んでいく。

## 海洋汚染

日本海及び黄海を対象海域とする北西太平洋地域海行動計画（N O W P A P）に従った具体的な活動としては、河川や大気を経由して日本海に流入する汚染負荷量の把握に関する調査を行っているほか、対象海域の状況を把握するために、人工衛星からのリモートセンシングデータを受信・処理する施設を2001年度に富山県に設置し、2002年度から調査を実施している。

## 渡り鳥

アジア諸国のラムサール条約への加盟促進に努めるとともに、湿地管理に関するワークショップの開催など、渡り鳥のルート沿いの重要な湿地の保全のため、同地域における協力体制の一層の強化を図った。また、米国、オーストラリア、ロシア、中国及び韓国との二国間の渡り鳥等保護条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、会議の開催等を通じて情報や意見の交換を行った。さらに、2001年より開始された第一期「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づき、シギ・チドリ類、ツル類及びガンカモ類の渡りルート上の重要生息地のネットワークへの参加を促進するとともに、同ネットワーク活動を推進している。

## 2.3.2.5 家庭用機器、自動車及び業務用冷凍空調機器からのクロロフルオロカーボンの回収を行うための新たな法制度を実施すること。

家電リサイクル法に基づき、家庭用冷蔵庫・冷凍庫、ルームエアコンについては2001年4月から、フロン回収破壊法に基づき、業務用冷凍空調機器（第1種特定製品）につい

ては 2002 年 4 月から、カーエアコン（第 2 種特定製品）については 2002 年 10 月から、これらの機器の廃棄時に機器中に冷媒として残存しているフロン類（CFC、HCFC、HFC）の回収が義務付けられた（表 3）。なお、カーエアコンについては、使用済自動車の再資源化と一体で行うことがより効率的であることから、2005 年 1 月から使用済自動車の再資源化等に関する法律に移行された。

表3 家電リサイクル法対象製品  
からのフロン類の回収量

（単位：トン）	年度	エアコン	冷蔵庫
冷媒として使用されていたものを回収した総重量	平成14	807	234
	平成15	860	287

注：数値はすべて概数  
資料：経済産業省、環境省

また、フロン回収破壊法に基づき回収されたフロン類は、再利用される分を除き、国の許可を受けたフロン類破壊業者により破壊されることとなっており、2005 年 3 月 31 日現在で、許可を受けたフロン類破壊業者は 81 である。

同法に基づく 2003 年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は 1,889 トン、カーエアコンからのフロン類の回収量は 638 トン、フロン類の破壊量は 2,431 トンである（表 4）。

表4 フロン回収破壊法に基づく  
フロン類の回収・破壊量等

	年度	CFC	HCFC	HFC	合計	
業務用 冷凍空調 機器	回収した台数（千台）	平成14	301	487	39	827
		平成15	245	559	62	866
	回収した量（トン）	平成14	387	1,505	66	1,958
		平成15	338	1,458	94	1,889
	うち再利用された量	平成14	84	319	18	421
		平成15	66	257	12	336
カー エアコン	回収した台数（千台）	平成14	711	0	245	956
		平成15	1,141	0	556	1,697
	回収した量（トン）	平成14	283	0	107	389
		平成15	415	0	223	638
	うち再利用された量	平成14	91	0	23	113
		平成15	120	0	50	170
	破壊した量（トン）	平成14	354	1,173	126	1,653
		平成15	629	1,471	331	2,431

注：数値はすべて概数であり、平成14年度のカーエアコンについては、平成14年10月～平成15年3月の実績である。  
資料：経済産業省、環境省

### 2.3.2.6 日本で使用される木材及び木材製品が、持続可能に管理された熱帯及び亜寒帯林から採取されたものとすることを確保する手段を国際的な協力の下開発すること。

違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって、極めて重要な課題であり、我が国は、これまで、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて、取り組んできたところである。

具体的には、

二国間協力として、衛星データを用いた森林現況や伐採状況の把握など、インドネシアにおける違法伐採対策への協力

地域間協力として、「アジア森林パートナーシップ」を通じた、合法性の基準や木材追跡システムの開発

多国間協力として、「国際熱帯木材機関」を通じた、違法木材取引の把握などのプロジェクトの支援

などの取組を行っているところである。

また、2005年7月に開催されたG8グレンイーグルスサミットでは、成果文書の「グレンイーグルス行動計画」のなかで、違法伐採対策に効果的に対処するためには、木材生産国、消費国双方の行動が必要なこと、2005年3月に開催されたG8環境・開発大臣会合の違法伐採についての結論を承認し推進させることが盛り込まれた。また、同サミットにおいて日本政府は、政府調達、行動規範の策定に向けた各国への働きかけ、木材生産国支援、G8森林行動プログラムのフォローアップを通じて違法伐採対策に取り組むことを盛り込んだ「日本政府の気候変動イニシアティブ」を発表した。

今後、これらの取組を通じて、日本政府として違法伐採対策を進めていく予定である。

### 2.3.2.7 国連目標（GNIの0.7%）での約束を考慮しつつ、ODA総額とともに、特に地球環境問題の解決を促進する狙いから、環境目的のODAをさらに増額すること。

我が国は政府開発援助（ODA）による開発途上国支援を積極的に行っている。環境問題は、「政府開発援助大綱」において、「重点課題」である「地球的規模の問題への取組」の中で対応を強化しなければならない問題と位置づけられている。また、政府開発援助大綱のうち、考え方や取組等を内外に対してより具体的に示すべき事項を中心に記述した「政府開発援助に関する中期政策」（2005年2月策定）においても、「重点課題」である「地球的規模の問題への取組」の中で環境問題への取組を取り上げている。

さらに、ODAを中心とした我が国の国際環境協力については、2002年8月に表明した「持続可能な開発のための環境保全イニシアティブ（EcoISD）」において、環境対処能力向上や我が国の経験と科学技術の活用等の基本方針の下で、地球温暖化対策、環境汚染対策、「水」問題への取組、自然環境保全を重点分野とする行動計画を掲げている。

2004年度においては、環境分野のODAとして約4,442億円（ODA全体に占める割合は約39.2%）の支援を行った。